

日賦貸金業者の実態と特例金利廃止の必要性

日掛け・保証料被害対策全国会議

事務局長弁護士 河 野 聡

I 日掛け・保証料被害対策全国会議

2000年4月24日に弁護士として設立、後に司法書士・被害者の会も加わり、全国会議となる。今年1月から名称を変更。

II 日賦貸金業者の現状

- 1 2003年3月時点で1835業者、うち九州が752業者で41%を占める。
個人自己破産人口比率で九州が全国的に上位にあることと符合する。

2 日掛け金融の営業の実態

《資料1》日掛け金融被害の特徴に関する弁護士加藤修の論述

- (1) その1 暴利被害 年54.75%という金利自体の暴利性
保証料被害 貸付時5~10%、切替時名目額の3~8%

(2) その2 違法貸付

- ① 対象者以外への貸付
主婦、サラリーマン、無職者への貸付の横行
- ② 集金方法の違法
まとめ払い、持参払い、振込入金、「差し置き集金」
- ③ 頻繁な切替勧誘

(3) その3 違法取立

暴力的取立、監禁・連れ回し、第三者請求等の横行

《資料2》日掛け・保証料アンケート調査結果報告

2005年6月~9月に熊本県を中心に九州・四国各県で438人から調査返済困難により相談に訪れた者の調査であるが、対象業者を絞らない調査として資料価値が高い。

イ 保証料

94.7%の業者が徴収、うち57.5%が保証業者に振込。

ロ 違法貸付

- i 貸付対象の要件違反が41.1%
- ii 振込・持参が32.9%
- iii 切替の頻度は2ヶ月位以内が6割。1ヶ月位以内が26.7%

ハ 違法取立

15.5%が違法取立を受けている。

違法取立の横行が社会問題となり、2000年6月に特例金利が引き下げられ、集金要件が緩和された。2001年1月1日に貸付対象、100日要件、集金記録等の点について金融庁ガイドライン整備。

《資料3》社会問題化以降の違法取立を認定した判例

イ 神戸地判 2002 年 3 月 15 日【21】

債務者に殴る蹴るの暴行を加えた行為について、慰謝料 100 万円を含む 152 万円余りの支払を命じた。行為は 2000 年 10 月

ロ 神戸地判 2002 年 10 月 25 日【23】

債務者を連行し、裸の写真を撮るなどした激しい取立行為について、100 万円余りの慰謝料等を認めた。行為は 2001 年 7 月

ハ 宮崎地判 2003 年 11 月 28 日【24】

夜間債務者方に居座って兄弟に連帯保証契約をさせた行為について、慰謝料等計 15 万円の賠償を認めた。行為は 2001 年 10 月。

ニ 大分簡裁 2005 年 11 月 9 日〔請求認諾〕

夜間監禁・連れ回し事案。行為は 2005 年 2 月

Ⅲ 日賦貸金業の存在意義がないこと

1 日賦貸金業からの借り入れの需要があるのか

《資料 4》おおいた市民総合法律事務所依頼者の日賦業者からの借入状況

- (1) 日賦貸金業者だけから借り入れている者は、自己破産・長期滞納による信用不良者が多い（信用情報を利用している日賦業者は僅か）。
- (2) 多くは、一般消費者金融、商工ローン業者から借り入れて返済困難になった者が返済を継続するために利用している。破綻前のとどめ融資に過ぎず、早期の債務整理や公的支援こそ検討されるべき。
- (3) 日々収入があるわけではない自営業者が利用することで、加速度的に負債を増大させて追いつめられている。日々収入がある場合でも、高利での借り入れの需要は本来はなく、日々の支払額が少ないことで支払可能との錯覚に陥っているに過ぎない。
- (4) 「差し置き集金」が多用されるのは、顧客が集金を望んでいないことの表れ。

2 要件外貸付の横行

- (1) 本来の貸付対象だけに貸し付けていたのでは、経営が成り立たない。アパート・マンションに広告ティッシュを配布している。
- (2) 高金利のうま味だけを求めて参入する後発貸金業者であり、中小零細業者が多いため、集金態勢が整わない。
- (3) 元利均等払いであり、100 日以上 of 契約では、期間後半に高利のうま味が無くなるため、必然的に切替勧誘を行うことになる。
- (4) まともな営業をしていると主張する業者も、集金休日、差し置き集金、100 日以内の切替等で最高裁で要件違反を指摘される現状にある。

3 違法取立行為の頻発

- (1) 信用のない者、多重債務者に対する信用調査が不十分な貸付であるため、違法行為が必然的に頻発する。
- (2) 「集金」要件が、返済困難の場合に、「取立」に直ちに転換して、強硬な取立を招く結果となる。

4 保証料被害

短期での切替毎に提携保証業者の保証を受けさせることで、著しい高利

を徴収して顧客を迫いつめている。独占禁止法違反の優越的地位の濫用にも該当する業態である。日賦業者に始まり、中小業者にも広がっている。

保証業者の実態は、日賦業者が親族・関係者を利用して確実な回収を得ようとするか、保証業者が複数の日賦業者と提携して膨大な利益を上げているもののいずれかである。

実質金利は相当高率となり、切替期間が短ければ、貸付金利と合わせると年 109.5%を超える場合も多い。

《資料 5》実質保証料率計算書一覧〔宮崎県宮田尚典弁護士作成〕

- 5 最高裁第三小法廷 2006 年 1 月 24 日判決により、貸金業規制法 4 3 条 1 項の要件厳格解釈が日賦貸金業者にも徹底されたことから、年 54.75%の特例金利を取得できる要件を完全に充たして営業できる業者はほとんど無い状態になると思われる。したがって、ほとんど全ての業者が違法に高利を徴収していることになる。

IV 特例金利を直ちに廃止すべきこと

1 意見書等

《資料 6、7》日弁連の要望書、定期総会決議

日弁連は、1994 年 3 月に既に日賦貸金業者の特例金利の廃止の要望書を提出しており、その後繰り返し決議、意見書を採択している。

《資料 9～11》九弁連の決議等

九州弁護士会連合会では、1995 年 11 月に消費者問題連絡協議会が声明を出した後、1998 年と 2005 年の定期大会で特例金利の廃止の決議を行っている。

《資料 12》日掛け金融対策全国会議の決議

日掛け金融対策全国弁護士団は、定期的に各地で集会を開催しているが、12 月 17 日に那覇市で集会を開き、約 140 人の参加者によって、特例金利の廃止等を求める決議がなされた。

2 まとめ〔重要な点の要約〕

- ① 出資法の上限金利に例外を設ければ、必ず高利のうま味を狙って参入した業者による競争で要件外の出資・集金が横行し、厳格な出資法の規制にほころびが生じる。
- ② 年 54.75%での借入れは、中小自営業者にとって直ちに経営破綻を招く高金利である。日々の支払額の少なさで幻惑させる弊害がある。
- ③ 「集金」要件は違法取立を誘発する。
- ④ 日賦集金の社会的ニーズは認められず、弊害のみが著しい。よって、特例金利は直ちに廃止すべきである。
- ⑥ 保証料は出資法の規制に対する明確な脱法である。
- ⑦ 貸出金利と保証料を合計すると、著しい暴利となる。

よって、保証料に関する出資法の規制を明確化・厳格化すべきである。

※資料 1・2・3・11 は「新版！日掛け金融撃退法」より抜粋

以上

第1章 日掛け金融の実態と被害の深刻さ

1 日掛け金融による被害の特徴

弁護士 加藤 修 (熊本県弁護士会)

(1) はじめに

日掛け金融による被害はますます大きく、また深刻化しています。それは毎日の相談や、私たちが行ったアンケート調査、クレサラ110番活動などから日常的に現れてくる姿です。それは日掛けの54.75% (2000年12月までは109.5%) という暴利によるうまみを何とか享受せんとする業者の増加および地域的拡大と、一方で不況下において生活苦、事業苦などをはじめとする資金の需要とこれに答えるだけの金融制度がない現状で簡単に資金を入手できる日掛け金融への依存に根本的な問題があります。

またサラ金などですでに債務超過に陥っている人が支払の為の原資を求めて日掛けを利用する場合も数多くみられます。このような中で日掛け業者は小規模自営業者と定められた対象外に手をのばし、サラリーマン、OL、主婦などに幅広く貸付して何とか暴利をとろうと躍起となっています。

また、多くの保証人をつけさせ、特に顧客間での保証人 (根保証) を切替え時に求めています。

さらには保証会社への支払を強要していますが、実態として一社一保証会社のところや保証会社が日掛け数社を支配しているような例も多く、単に保証料目当てといわざるを得ないようなケースが大半です。

日掛け金融業者の違法行為、特に違法取立を考えるには基本的な構造として貸し手と借り手の圧倒的な力関係の違いを認識しなければなりま

せん。

日掛け業者は金に困っている人に「金を貸してやっている」という精神的優位性のうえに、借りて返さない人間に対してはいかなる方法をつかってでも取立てるという恐怖を借主にうえつけます。またいかにもチンピラ風・暴力団員風の若い人間を雇用して、借り手に圧力をかけます。また貸付時、家族構成を書き出させて何かあったら保証人でない身内にも請求するという姿勢を示したり、現実の特約条項に「支払えなくなったら身内に請求します」と書いている業者もあります。

そのため破産申立にあたっては債務者本人が保証人への迷惑を恐れて、日掛け業者を除外して申立てるなどのケースもみられます。

また、取立の過酷さについて他の債務者たちから教えられているために借主は法的手続をとることができず、ずるずると引き延ばしたりします。

このように圧倒的な力関係の違いから、業者の言う言葉はたとえ命令でないとしても命令しているのに等しいのです。

(2) 日掛け金業者被害（その1－暴利）

54.75%もの高利であり、この高利の利潤を継続するための切替や貸し増しが1か月から2か月で頻ぱんに行われています。

このこともあり、借主が一括返済をしようとしてもこれに応じない業者もあります。

また、保証会社の保証料名目で貸付額の3%～10%を取っている業者もあります。

さらには切替時の手数料名目での金銭徴収もあり、それらも54.75%を超える違法なものです。

(3) 日掛け金融被害（その2－違法貸付）

① 対象者以外への貸付

日掛け業者は、従業員5人以内の自営業者にのみ貸付することが許されています。しかし現実にはサラリーマン、無職者、ときには破産

している者にまで貸付をします。しかも無職の主婦には化粧品販売をしているなどと勝手に自営をしているように借入申込書に記載させます。

② 集金方法の違法

数日分まとめて支払わせたり、郵便や口座振込による集金を行っている場合もあります。郵便ポストに入れておくとか、夜間営業のスナック等で鍵を預けておいて、店舗のカウンターの上に置いておくといった、「差し置き集金」も、「集金」といえるのかどうか問題となります。

(4) 日掛け金融被害（その3－違法取立）

① 保証人でない身内への請求

借主本人が支払えなくなった場合に保証人でない身内の人に請求します。本人が破産手続に入った事を隠して「本人がどうせ払わなければならないものだから」などと虚偽の事実を述べて払わせることもあります。

② 弁護士の受任通知を無視した取立

弁護士が破産又は任意整理の受任通知を出しても請求が止まらないケースがあります。任意整理の場合も、利息制限法による計算では納得せず本人に支払わせようとします。

③ 保証人に立つことを強制する。

もともと誰かの保証人であった場合、本人が支払えなくなると、その業者の他の何人もの不良債権についてまとめて保証人となることを強要され、保証書を書くように強制されます。ひどい場合には15人の保証人となることを請求され、応じざるを得なかった例もあります。このような例は公序良俗違反であり無効と考えられます。

④ 連れまわし、監禁、軟禁状態にする。

支払が遅れると業者は借主および保証人を会社の事務所に呼びつけて、直ちに全額を返済するように迫ります。一括して払えない場合には身内の家、職場に連れて行き、代わりに支払うよう要求したり、サラ金から借りて返済するように要求したりします。それでも出来ない

場合は保証人をたてることを要求して同じように連れまわします。

⑤ 暴力的行為

直接的に暴力をふるうことも、稀ではありますがみられます。お金の持参が数分遅れただけで、物をなげつけられたケースもあります。

⑥ 職場へのおしかけ

職場に押しかけて返済をせまります。業務妨害となったり借主の退職の原因となったりします。

⑦ 時間外の取立て

夜9時から朝8時までの取立ては貸金業規制法により禁止されていますが、深夜まで請求したりするケースも少なくありません。家の中に上げるように求め、一旦上がったら、払ってもらったり、念書を書くまで帰らない氣勢を示します。相手がこのままでは精神的にまいってしまうと考えるまで居すわります。

(5) 日掛け金融の被害（その4－保証人）

日掛けの保証人は、借主がほとんどの場合支払い不能に陥るため、必ずといっていいほど保証債務の履行を迫られます。その場合の取り立て方はすでに述べたとおり暴力的、強制的で、直ちに返済を迫ります。それは弁護士への委任など法的手段を取らないうちの回収を目指しているためです。その際、知らない人の保証書まで書かされたり身内まで請求されたりする事例もあります。

(6) 日掛け金融の被害（その5－保証料）

貸付や切り替えのたびに保証料名目で3～10%もの保証料をとられます。お金を借りる側はこれに対し何も言えません。回収不能のリスクは本来貸主の負担で支払われるべきものです。

(7) 違法行為に対する警察の対応

貸金業規制法違反に対する警察の対応はきわめてにぶいものです。貸金業規制法を全く知らない様な対応しかしませんし、業者もそれを知っ

ていてなめてかかっています。「民事不介入なのになんで入ってくるか。」とか「借りたものを返さないから来ている。」と言われても何も言えない状態です。このことがまた被害を増大させています。

(8) おわりに

日掛け被害はまさに契約などという枠を越えて無茶苦茶な状況です。

この解決のためには特例金利の完全廃止をして、何の存在意義もない日掛け業者をなくす必要があります。

2 最近の日掛け被害の実態

一日掛け・保証料アンケートの結果よりー

弁護士 青山 定聖 (熊本県弁護士会)

(1) アンケート実施の経緯

2001年1月1日から、それまで日賦貸金業者(「日掛け金融」)に認められていた上限金利109.5%が54.75%に引き下げられました。その前後から日賦貸金業者の数は減少傾向にありますが(表1「九州内の登録日賦貸金業者数と苦情・相談受付件数の推移」参照)、このため日賦貸金業者による被害は沈静化したかに見えました。

表1 九州内の登録日賦貸金業者数と苦情・相談受付件数の推移 (平成)各年度末の数

			11	12	13	14	15	16
1	福岡県	業者数	—	—	—	114	96	82
		苦情・相談受付件数	—	—	—	65	38	82
2	佐賀県	業者数	26	20	16	9	6	1
		苦情・相談受付件数	14	11	8	5	3	6
3	長崎県	業者数	79	73	67	58	56	59
		苦情・相談受付件数	24	44	39	42	45	22
4	熊本県	業者数	96	88	75	74	64	50
		苦情・相談受付件数	—	—	—	—	181	167
5	大分県	業者数	72	60	53	45	34	27
		苦情・相談受付件数	—	(88)	(14)	(29)	7(30)	9(58)
6	宮崎県	業者数	80	59	55	47	41	33
		苦情・相談受付件数	—	—	—	—	39	44
7	鹿児島県	業者数	41	33	25	17	14	8
		苦情・相談受付件数	—	—	—	1	2	0
8	沖縄県	業者数	378	375	368	369	372	322
		苦情・相談受付件数	—	267	240	393	290	178
9	福岡財務支局	業者数	8	5	4	4	6	4
		苦情・相談受付件数	—	—	—	—	17	9
10	九州財務局	業者数	17	16	8	7	7	7
		苦情・相談受付件数	—	—	—	—	85	92
11	沖縄総合事務局	業者数	—	—	—	0	0	0
		苦情・相談受付件数	—	—	—	—	0	17
業 者 数 合 計			797	729	671	630	600	511
(福岡を含む合計)			797	729	671	744	696	593
苦情・相談受付件数合計							707	626

— は統計なし

しかし、最近また往年の日賦貸金業者による目にあまる違法な取立行為などの被害が復活しています。

そこで、2005年6月から9月にかけて、現状における日賦貸金業者の法適合性の実態を計数的に明らかにし、被害実態を客観化すべく、後掲のアンケート用紙により、アンケート調査を実施することにしました。調査にあたり、全数調査＝違反のものだけを調査するのではなく、アンケートを取ることが可能なものは全てをとるようにしました。

なお、日掛け被害者の追いつめられた心理状態を考慮して、設問の言葉はできるだけ平易なものとし、回答しやすいように工夫しました。その結果、各方面のご協力を得て、438件のアンケートが集まりました。

(2) アンケートの各項目とそのねらい

日賦貸金業者は、次の出資法附則9条の要件〔日掛けの3要件〕を遵守することが義務づけられています。

- ① 貸付の相手―主として物品販売業、物品製造業、サービス業営む者で、常時使用する従業員が5人以下
- ② 返済期間―100日以上
- ③ 取立方法―返済期間の100分の50以上の日数にわたり、自ら集金すること

この特例が設けられている趣旨は、零細ではあるが、自分の店や事務所などで日銭を稼ぐ業種につき、その稼いだ日銭で支払うことのできる少額を、ある程度の長期の分割で、原則として集金に来てもらって返済することにし、そのような零細な業種における資金需要に適切に応じることとし、集金のコストを考慮して年54.75%の高金利を認めることとしたものと考えられます。

〈日掛け業者に関するアンケート―その1〉

- | |
|--|
| <p>(1) 最初に借り入れた当時の職業は何でしたか。</p> <p>借り入れの申込書には、職業を何と書きましたか。</p> <p>実際の職業と書いた職業が違う場合、それはどうしてですか。</p> |
|--|

※ この設問は、上記①の要件に関するもので、業者側で借入者に対し、勤務先の名前を借入申込書の業種欄に書かせるなどして貸す際の体裁を整えるなどの操作をしていることを念頭に、質問を作成しました。

(2) 切り替えはどのくらいの期間ごとにしていましたか。

- (ア) 20日くらいの度に
- (イ) 1ヶ月くらいの度に
- (ウ) 1ヶ月半くらいの度に
- (エ) 2ヶ月くらいの度に
- (オ) 3ヶ月くらいの度に
- (カ) それ以上
- (キ) 切替はしていない。

頻繁に切り替えした場合、それはどうしてですか。

※ この設問は、上記②返済期間の要件に関してですが、20日～1か月の短期間で切り替えられ、高金利を生み出す元金がほとんど減らないという状態が多いのではないかという観点から切替の期間を細かく区切ってみたものです。

(3) 返済方法について、貸した会社の説明はどういうものでしたか。

- ①店の人が集金に来る。 ②自分で店に持って行く。 ③振り込む
- ④その他

実際には、返済はどうやってしていましたか。

- (ア) 店の説明どおりにやっていた。
- (イ) 店の説明と違う場合の返済方法

※ この設問は、上記③の集金の要件に関するものですが、契約時の説明と実際のやり方で分けて聞いています。

(4) 最初の貸付けや切り替えの時に、契約書はもらっていましたか。

- ①もらっていた。 ②もらっていなかった。

保証人は、最初の貸付けの時や切り替えの時に、契約書はもらっていましたか。

- ①もらっていた。 ②もらっていなかった。

返済のとき、領収書はもらっていましたか。

- ①もらっていた。 ②もらっていなかった。

もらっていなかった場合、それはどうしてですか。

※ 日賦貸金業者は、54.75%もの利息を取るためには、貸金業規制法43条の書面要件を遵守する必要があります。この設問は、その遵守状況を調査するためのものです。

〈日掛け業者に関するアンケートその2〉

最近日賦貸金業者は、保証会社と継続的に契約関係を結び、保証料の支払いを貸し付けの条件としています。貸付や切替の毎に、保証料を5%以上負担することが条件になっている以上、借入者側からみれば、現実に使用可能な額（手元に残ったお金）は目減りします。この現実に使用可能な額を基準に、実質金利を考えると、20日毎に年18.25回切替の場合、増額切り替えしない元金が一定としても、約150%近い超高金利となります。このような、出資法の脱法の実態を明らかにするのが、以下の設問のねらいです。

(1) 保証料の有無

①とられていた。 ②とられていなかった。

(2) 保証料の割合

保証料は、契約上の貸付額・切替額の何%くらいでしたか。

- (ア) 5%くらい
- (イ) 8%くらい
- (ウ) 10%くらい
- (エ) その他

(3) 保証料の支払い方法

- (ア) 貸した会社に現金で払った。
- (イ) 貸した会社から、貸付金・切替の際の手渡し金から差し引かれた。
- (ウ) 指定された保証会社の口座に振り込み、振込証を見せた。
- (エ) その他

(4) 保証料の支払いと貸付・切替の関係

保証料の支払いなしで、貸付や切替を受けられましたか。

- (ア) 保証料を支払わなくとも、貸付や切替を受けられた。
- (イ) 保証料を支払わなければ、貸付や切替を受けられなかった。

(5) 保証料以外の名目で、何らかの金銭を差し引かれたり、支払いしたことはありますか。

(ア) ない

(イ) ある

*ある場合、どのような名目で、どのくらいの割合でしたか。

名目 _____

契約上の貸付額・切替額の _____ % くらい

〈日掛け業者に関するアンケートその3〉

これは、取立行為に関して、貸金業規制法21条違反の実態を調べるための設問です。

- ☐ 暴力的な態度をとって強迫した。
- ☐ 大声をあげたり、乱暴な言葉を使って威迫した。
- ☐ 多人数で押しかけた。
- ☐ 午後9時から午前8時までの時間帯に、電話で連絡もしくは電報を送達しまたは訪問した。
- ☐ 反復又は継続して、電話で連絡もしくは電報を送達しまたは訪問した。
- ☐ はり紙、落書き、その他債務者の借入に関する事実、その他プライバシーに関する事項等をあからさまにした。
- ☐ 勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせた。
- ☐ 他の金融業者からの借入れまたはクレジットカードの使用等により弁済をすることを強要した。
- ☐ 債務処理に関する権限を弁護士・司法書士に委任した旨を通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をした。
- ☐ 債務処理のために調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をした。
- ☐ 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求した。

上記行為の具体的内容

(3) 〈日掛けアンケート〉の結果・分析

イ 貸付の相手

4割強が貸し付けてはならない相手に貸し付けています。

これは、当初の貸付の当時だけに絞って質問していますので、取引の途中で、商売をやめることになった場合など、事後的な不遵守を考慮すれば、もっと数値は高くなります。

このことは、法がもともと予定した社会的要請—零細ではあるが、自分の店や事務所などで日銭を稼ぐので、その稼いだ日銭で支払うことのできる少額を、ある程度の長期の分割で、原則として集金に来てもらって、返済することが合理的である業種の存在—が、現代社会においては既に失われてしまっていることを意味します。

中には、タクシーの運転手に対する貸付にあって、その人に、わざわざ架空の自営業者の横版を作らせて、貸し付けた例もありました。

ロ 切替の期間

短期間（「2ヶ月くらいの度に」まで）で切り替えている例が、合計すると約6割に上ります。

これは、元々の金利が高金利（54.75%）であるほか、後述するように、保証料の負担で、返済に行き詰まり、やむを得ず切り替えているという実態を反映した数字といえます。

このようにして、返済期間—100日以上—の要件が脱法されているのです。

ハ 返済方法

ここでは、当初の会社の説明として、持参・振込を指示する場合は、28%にのぼっています。これは会社自体が当初から法律無視の姿勢をもっていることを意味します。さらに、実際の返済の場面では、持参・振込が3分の1に増えています。これは、会社の当初の説明とは異なり、会社が集金できる態勢にはないか、借入者が集金に来てもらってはかえって困るなどの事情がある場合と思われます。

銀行口座や交通機関などが発達した現代社会において、集金という返済方法にそれほど意味があるとは思えず、対面による集金が借入者

にとって合理的といえる場面は少なくなっていることを意味するものともいえます。

さらにいえば、この集金を認めていることが、後述するように、違法で苛酷な取立行為の引き金となっています。

ニ 書面の交付

ここでは、何らかの契約書類や領収書をもらっていたかどうかを問うているもので、貸金業規制法上の適法な書面かどうかを一々吟味した訳ではありません。

主債務者に対する契約書面の交付では、さすがに「もらっていた」とするのが、9割に達していますが、保証人に対する関係では、54%程度にとどまっています。

一方、受取書面の関係では、36%が「もらっていなかった」と答えしており、業者の不遵守の程度は著しいといえます。ここでも業者に言われるがまま、支払を続け、これが困難になると、切り替えざるを得なくなるという実態が明らかになっています。

ホ 保証料の有無

約95%の貸付で、保証料がとられています。日掛けの貸付・切替にあって、保証料の支払いが常態化していることが浮き彫りにされています。

ヘ 保証料の割合

貸付・切替ごとに契約額の5～10%の保証料を取られる場合の合計が、9割を超えており、これが一般的になっています。

ト 保証料の支払方法

保証会社に振り込ませる例が、60%近くに達しており、一般的といえます。

チ 保証料と貸付・切替の関係

保証料の支払いと無関係に、貸付・切替を受けている例は、わずか4.6%にすぎず、大部分が貸付・切替の際は、保証料の支払いが条件となっています。

リ 保証料以外の名目での支払

保証料以外の名目でのなんらかの負担をさせられる割合は、7.5%で、あまり高い割合ではありません。しかし、この中には、収入印紙代をとられたり、野球の入場券を買わされたという例もありました。

以上保証料に関するアンケートで分かることは、日掛け取引にあつては、保証料の徴収が条件となっており、借入者側の実質金利負担は、過酷なものとなるということである。保証料が5%として、2ヶ月に一度、年6回切り替えするという通常のパターンを例にとれば、単純に計算すれば、保証料の負担だけで、年30%にもものぼることになるのです。

ヌ 取立行為の違法

一件でも違反のあった件数は、68件で15%強です。これは、通常の貸金業者（いわゆるサラ金）の取立行為と比べても異常に高いと思われます。

先に指摘しましたが、昨今の日掛け業者は、保証会社と継続的に契約関係を結び、保証料の支払いを貸付・切り替えの条件としてしていますので、借入者側の実質的な金利負担は、年100%近くになることが多いのです。日掛け業者に駆け込まざるを得なかった人で、このような超高金利を支払っていける人が何人いるのでしょうか。ここに無理な取り立てが発生しやすい構造的な要因があります。

その中でも、最も多いのが、「反復又は継続して、電話で連絡もしくは電報を送達しまたは訪問した。」というものです（26件）。次いで、「大声をあげたり、乱暴な言葉を使って威迫した。」（18件）です。

このように、日掛け業者の違法で苛酷な取立行為は、相変わらず頻発しているといえます。

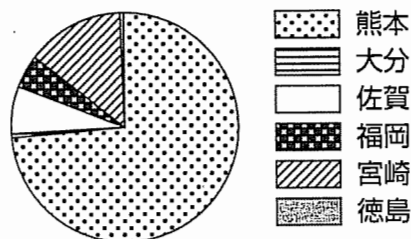
(4) まとめ

私たちは、日賦貸金業者の様々な側面での法令不遵守の実態を計数的に認識し、被害の実態を客観化すべく、本アンケートを実施しましたが、その結果、上記のとおり、貸付・切り替えの場面から取立の場面に至るまで、広範な違法の実態が明らかとなりました。

特に「貸付の相手」については、4割強が不遵守です。これは、日賦貸金業者につき、法が当初想定した社会の実態が、その後の社会の進展により、既に現代社会においては失われてしまっているということを意味します。その結果、勢い返済能力のない借入者にも貸すことになり、保証料の負担が貸付・切り替えの条件となっていることともあいまって、高金利の負担に耐えられない借入者が続出する中で、集金を認められていることとの関連で、違法で苛酷な取立行為が、頻発するまでに至ったということができると思います。

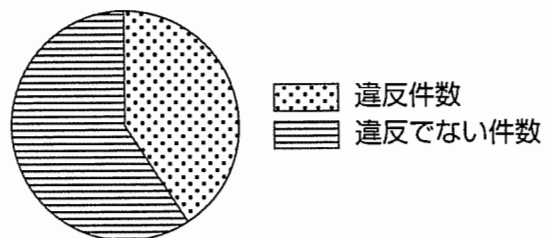
0 アンケート件数

内 訳	件数	割合
熊本	323	60.6%
大分	2	0.4%
佐賀	30	5.6%
福岡	20	3.8%
宮崎	61	11.4%
徳島	2	0.4%
合 計	438	100.0%



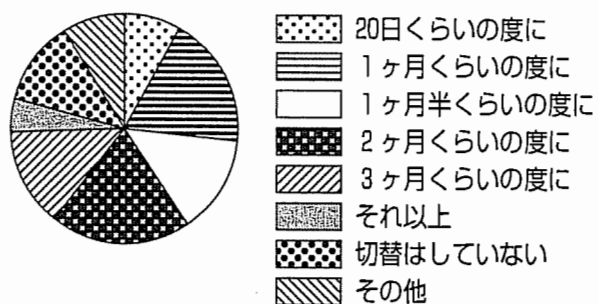
1 貸付の相手

内 訳	件数	割合
違反件数	180	41.1%
違反でない件数	258	58.9%
合 計	438	100.0%



2 切り替えの期間

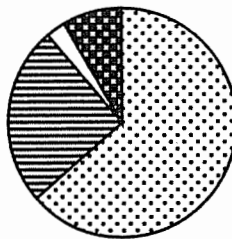
内 訳	件数	割合
20日くらいの度に	36	8.2%
1ヶ月くらいの度に	81	18.5%
1ヶ月半くらいの度に	61	13.9%
2ヶ月くらいの度に	88	20.1%
3ヶ月くらいの度に	61	13.9%
それ以上	20	4.6%
切替はしていない	53	12.1%
その他	38	8.7%
合 計	438	100.0%



3 返済方法

3-1 会社の説明

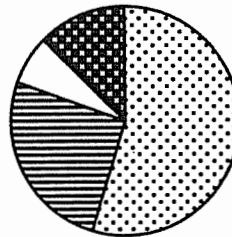
内 訳	件数	割合
集金	279	63.7%
持参	111	25.3%
振込	12	2.7%
その他	36	8.2%
合 計	438	100.0%



集金
 持参
 振込
 その他

3-2 実際

内 訳	件数	割合
集金	240	54.8%
持参	113	25.8%
振込	31	7.1%
その他	54	12.3%
合 計	438	100.0%

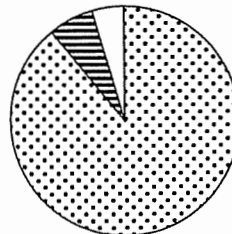


集金
 持参
 振込
 その他

4 書面の交付—契約書面

4-1 主債務者

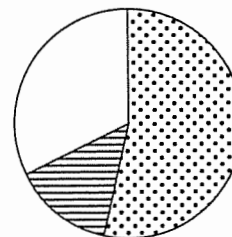
内 訳	件数	割合
もらっていた	391	89.3%
もらっていなかった	28	6.4%
その他	19	4.3%
合 計	438	100.0%



もらっていた
 もらっていなかった
 その他

4-2 保証人

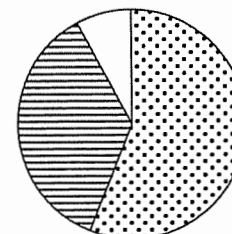
内 訳	件数	割合
もらっていた	236	53.9%
もらっていなかった	62	14.2%
その他	140	32.0%
合 計	438	100.0%



もらっていた
 もらっていなかった
 その他

5 受取書面

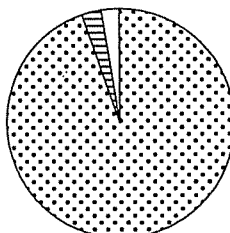
内 訳	件数	割合
もらっていた	246	56.2%
もらっていなかった	158	36.1%
その他	34	7.8%
合 計	438	100.0%



もらっていた
 もらっていなかった
 その他

6 保証料の有無

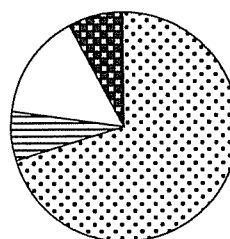
内 訳	件数	割合
とられていた	415	94.7%
とられていなかった	13	3.0%
その他	10	2.3%
合 計	438	100.0%



とられていた
 とられていなかった
 その他

7 保証料の割合

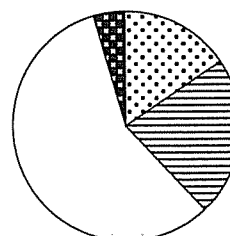
内 訳	件数	割合
5%くらい	308	70.3%
8%くらい	31	7.1%
10%くらい	65	14.8%
その他	34	7.8%
合 計	438	100.0%



5%くらい
 8%くらい
 10%くらい
 その他

8 保証料の支払方法

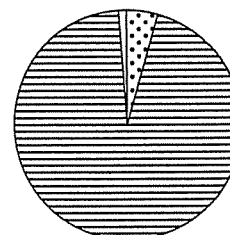
内 訳	件数	割合
現金	69	15.8%
天引	98	22.4%
保証会社に振込	252	57.5%
その他	19	4.3%
合 計	438	100.0%



現金
 天引
 保証会社に振込
 その他

9 保証料と貸付・切替の関係

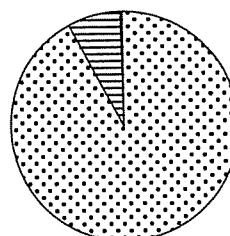
内 訳	件数	割合
保証料とは無関係	20	4.6%
保証料の支払が条件	414	94.5%
その他	4	0.9%
合 計	438	100.0%



保証料とは無関係
 保証料の支払いが条件
 その他

10 保証料以外の名目の支払

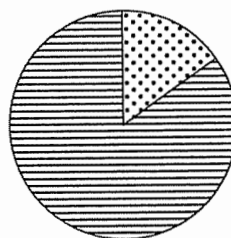
内 訳	件数	割合
ない	405	92.5%
ある	32	7.3%
その他	1	0.2%
合 計	438	100.0%



ない
 ある
 その他

11 取立行為の違法（複数回答）

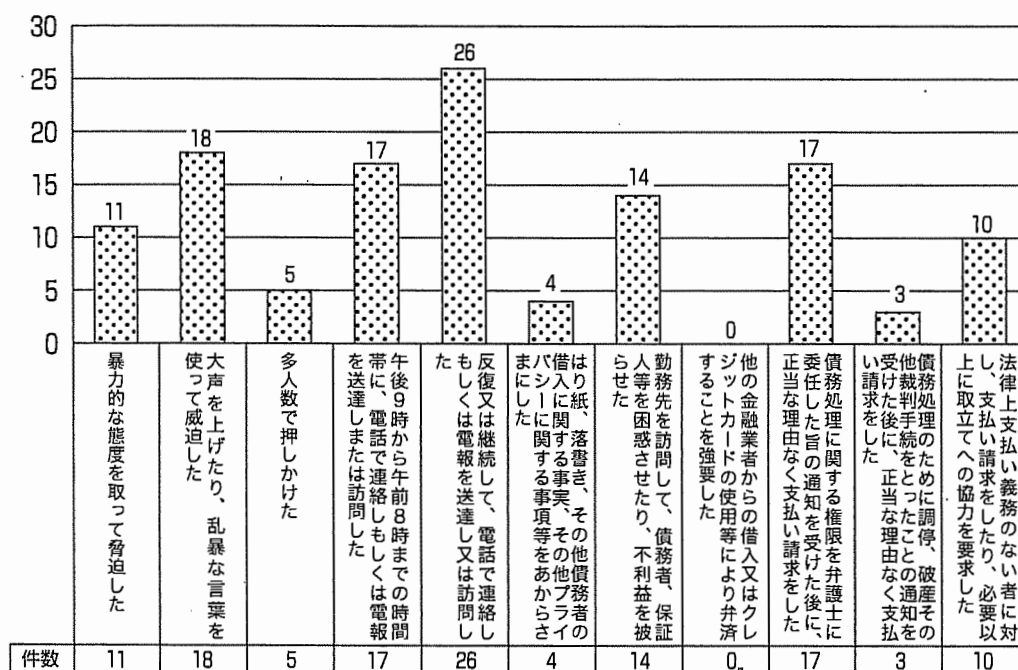
内 訳	件数	割合
一つでも違反した件数	68	15.5%
違反のない件数	370	84.5%
合 計	438	100.0%



一つでも違反した件数
 違反のない件数

〈違法行為の類型ごとの内訳〉

類 型	件数	割合
暴力的な態度をとって強迫した	11	2.0%
大声をあげたり、乱暴な言葉を使って威迫した	18	3.3%
多人数で押しかけた	5	0.9%
午後9時から午前8時までの時間帯に、電話で連絡もしくは電報を送達または訪問した	17	3.1%
反復又は継続して、電話で連絡もしくは電報を送達または訪問した	26	4.7%
はり紙、落書き、その他債務者の借入に関する事実、その他プライバシーに関する事項等をあからさまにした	4	0.7%
勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせた	14	2.5%
他の金融業者からの借入れまたはクレジットカードの使用等により弁済をすることを強要した	0	0.0%
債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨を通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をした	17	3.1%
債務処理のために調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をした	3	0.5%
法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求した	10	1.8%
累計	125	



【20】

要 旨	日掛け業者が債務者宅に取立てに行き、債務者の長女に保証人となることを執拗に求め、また約1時間にわたり退去しないなど、貸金業規制法違反の取立てが行われたことを理由として、保証契約は公序良俗に反するとして無効とし、債務者と保証人に対して慰謝料と弁護士費用を認めた事例（確定）		
裁判所	宮崎地方裁判所	事 件 番 号	2000年(ワ)第235号
判決日	2002年2月15日	事件名	損害賠償請求事件
問合せ先	河野聡弁護士 097(533)6543	業 者 名 等	(株)ロイヤル信販 宮崎県

判決は、業者が退去要求を受けたにもかかわらず正当な理由無く約1時間30分にわたり退去しなかったものであるから刑法上の不退去罪を構成するものであることは明らかであるとともに、午後9時を過ぎても退去しようとしなかったことや、法律上支払義務のない者に対して必要以上に取立てへの強力を要求したことはガイドラインの禁止事項にも該当して貸金業規制法違反の犯罪にも該当するし、Xに対して心理的圧迫を加えて自由な意思決定ができない状態に陥れて困惑させたことは、貸金業規制法21条1項の「人の私生活の平穩を害するような言動により、困惑させてはならない」に当たるものであるとした。

そして、このような犯罪行為によって困惑したXがZに連帯保証人になることを依頼し、ZもWの言動もあってやむなくこれを了承し、連帯保証契約を締結したが、保証契約は公序良俗に反するものであって無効というべきであるとし、またV及びWの犯罪行為は不法行為を構成するとして、Xに対して慰謝料30万円及び弁護士費用10万円、Zに対して慰謝料20万円及び弁護士費用5万円の支払を命じた。

なお、通報により現場に立ち会いながら業者の不退去を放置した警察官については、業者の犯罪行為が外部的に明白であったとまではいうことができず、警職法による退去を命ずる状況には至っていなかったとして、違

法性を否定し、宮崎県に対する損害賠償請求は棄却した。

(判決全文は消費者法ニュース52号72頁に掲載)

【21】

要 旨	日掛け金融業者が、相保証していた人が逃げたので保証人の分も合わせて請求していたが、たまたま町で業者の従業員が債務者を見つけ、業者の店まで連れて行き、殴る蹴るの暴行をしたことにつき、慰謝料100万円を含む損害賠償を認めた事例（控訴審で和解）		
裁判所	神戸地方裁判所	事 件 番 号	2000年(ワ)第2706号
判決日	2002年3月15日	事件名	損害賠償請求事件
問合先	吉井正明弁護士 078(371)0171	業 者 名 等	光実業こと田渕和義

本件は、タクシー運転手である原告が日掛け金融業者から運転手仲間数人で相保証して金員を借り入れていたところ、これまでも相保証人2人が逃げたりしたため、原告の支払が1日7000円になっていたところ、2000年10月2日にもう1人が逃げたため、日掛け業者から更にその分の保証債務の履行を求められた。しかし、これまで1日7000円を支払っており、これ以上の負担は不可能であったことから、原告は被告にこれ以上の支払ができないと告げたところ、被告から店に来るように言われ、原告は店に行けば被告から執拗な取立を受けることが分かっていたので、これを拒否し、その後被告への支払をしなくなった。10月10日、原告がタクシーで客待ちをしていたところ、被告従業員に見つけられ、被告従業員に無理矢理店まで連れて来られ、店舗で被告と2人きりにさせられた。その後、いきなり被告から殴る蹴るの暴行を受け、被告は更に相保証人になっていた者数人を呼び出し、見せしめにした。原告は再度月々支払う約束をしてやっと解放されたが、その後原告は言えに帰る途中で具合が悪くなり、救急車で病院に運ばれた。この暴行により、原告は顔面打撲捻創、左胸部打撲、左指打撲、左耳介挫創、頸椎ねんざの傷害を受け、10月11日から11月5日まで

休業した。このような違法取立に対し、原告は被告に対し、慰謝料、治療費、休業補償、弁護士費用併せて1,520,835円の損害賠償を求めたが、被告は暴行の事実を争い、暴行をしたのは相保証人であるとして、自らの責任を回避しようとしたが、判決で被告の暴行の事実が認められ、総額で1,450,175円（慰謝料100万円）の支払を命じた。

（判決全文は消費者法ニュース52号81頁に掲載）

【22】

要旨	日掛け金融が弁護士の受任通知を受信しながら、正当な理由無く債務者に対して取り立て行為を行ったことなどについて、慰謝料5万円と弁護士費用3万円の損害賠償を認めた事例（確定）		
裁判所	宮崎地方裁判所	事 件 番 号	2001年(レ)第11号
判決日	2002年5月20日	事件名	損害賠償請求事件
問合先	宮田尚典弁護士 0985(22)0825	業 者 名 等	クレジットのアイリスこと (有)ハタノ興産

本件は、①日掛け金融業者が弁護士による受任通知を受信しながら、正当な理由がないのに弁護士に負債整理交渉を依頼した債務者に対して取立を行ったこと、②日掛け業者が弁護士による受任通知を受信しながら、正当な理由がないのに弁護士に負債整理交渉を依頼した債務者自身に対して書面を送付した行為、のいずれも違法であるとして、慰謝料金5万円を認めたものである。なお、弁護士費用として金3万円を認めた。

原審の時点で日掛け業者は、約金8万円の貸金返還請求訴訟を提起して来たが、この貸金返還請求訴訟において、業者は債権放棄をし、貸金業も廃業してしまった。控訴審で認められた金8万円については、業者に対して他の債務者が和解金を支払うという情報を得たため、その和解金の仮差押えをしおてり、ここから損害賠償金の回収を得ることができた。

【23】

要旨	日掛け金融業者の連行、裸の写真を撮る、業者事務所での激しい取立などの行為に対して、100万円余りの慰謝料等を認めた事例（控訴審で和解）		
裁判所	神戸地方裁判所	事 件 番 号	2001年(ワ)第2230号
判決日	2002年10月25日	事件名	損害賠償請求事件
問合先	吉井正明弁護士 078(371)0171	業 者 名 等	(株)光実業、(株)協同開発、シフト開発

債務者は、2001年7月31日に代理人に債務整理を依頼し、代理人は債権者各社に受任通知を送付した。その通知後、光実業と協同開発が債務者に対し取立を行ったので、代理人は両者に警告文を送付した。同年9月5日午前11時30分に債務者が勤務先のタクシー会社に退社の挨拶に赴いたところ、たまたま光実業の従業員に出くわし、従業員に捕まり、光実業の社長が連絡を受けてやってきて、債務者を喫茶店に連れて行き、その場に協同開発の従業員とシフト開発の代表者の夫を呼び、3者で債務者に対し取立を行った。その後、車で協同開発の事務所に連れて行かれた。協同開発に着く前に車の運転手から携帯を借りて友人に助けを求めた。協同開発の事務所で代表者から裸になれと言われ、ボラロイドカメラで裸の写真を数枚撮られ、これをばらまくと脅された。さらに、車で光実業に連れて行かれ、光実業の事務所でシフト開発の代表者の夫とともに取立が行われた。携帯で助けを求めた友人から債務者の妻に連絡があり、妻が警察に連絡して午後2時45分に警察が光実業の事務所に来てやっと債務者が解放された。この間約3時間にわたり、債務者は身柄を拘束され、裸の写真まで撮られ、精神的に大きな打撃を受けた。そこで、債務者は3社に各100万円の慰謝料と60万円の弁護士費用の支払いを求めて損害賠償請求訴訟を提起した。訴訟で被告は否認し、裸の写真を撮ったことはないとして争ったが、裁判所は被告の主張を認めず、協同開発に88万円、光実業に22万円、3社連帯して33万円の慰謝料と弁護士費用を認める判決をした。

【24】

要 旨	債権者が深夜連帯保証人の居宅に居座り、債務者である妹が土下座して連帯保証を懇願する状態で締結された連帯保証契約が公序良俗に反して無効であり、公正証書も無効と判断し、慰謝料10万円と弁護士費用5万円の支払も命じた。(確定)		
裁判所	宮崎地方裁判所	事 件 番 号	2001年(ワ)第685号
判決日	2003年11月28日	事件名	損害賠償請求事件
問合先	宮田尚典弁護士 0985(22)0825	業 者 名 等	(株)エンショップセゾン

債権者である日掛け金融業者が、債務者の承諾なく午後9時から午前0時頃まで連帯保証人の居宅付近に居残って連帯保証契約を締結させたこと(ガイドライン3-2-2(2)①違反)、連帯保証人となることを要求したこと(ガイドライン3-2-2(3)③違反)(なお、ガイドラインは貸金業規制法違反の判断に有力な判断基準の一要素となる。)により、連帯保証人の私生活の平穩を害したこと、連帯保証人が、これらの債権者の行為及び債務者である妹の土下座による懇願によって妹を助けるためには連帯保証人となるしかないと考えて連帯保証契約を締結したことは、心理的圧迫を受け困惑させられたといえるから、債権者の言動は貸金業規制法21条1項の「私生活の平穩を害するような言動により、困惑させてはならない」に当たる。このように債権者の行為がガイドラインのみならず貸金業規制法に違反すること、存在しない別個の債務を負担していると主債務者を欺罔したこと、連帯保証人がこの架空の債務を前提として主債務者を助けるために連帯保証契約を締結したこと、正当な取立行為の限界を著しく逸脱する脅迫的な言動を行いその結果主債務者が畏怖した状態で連帯保証人に土下座をするなどして連帯保証契約の締結を依頼したこと、連帯保証人が主債務者が畏怖していること及び直接犯罪をも構成する債権者の言動によって心理的圧迫を受けて自由な意思決定ができない状態で連帯保証契約を締結したこと、債権者が連帯保証人の自由な意思決定が奪われることを認識・意図してい

たこと、などの事情のもとで締結された連帯保証契約は公序良俗に反する（錯誤、詐欺事由もある）とした。

このように公序良俗に反する無効な連帯保証契約に関する公正証書は無効である。また、直接脅迫行為を行っていないなくても、社会的相当性を著しく逸脱する上記一連の行為により、連帯保証人の私生活上の平穩が害されたから、不法行為が成立する。連帯保証債務の履行はしていなくても、連帯保証の締結を余儀なくされ公正証書を作成されるなどして連帯保証人としての地位に置かれたことにより精神的苦痛を被ったのであるから、慰謝料は10万円が相当であり、弁護士費用として5万円の損害を認める、とした。

弁護士法人おおいた市民総合法律事務所における法的解決依頼者の日賦貸金業者からの借入状況

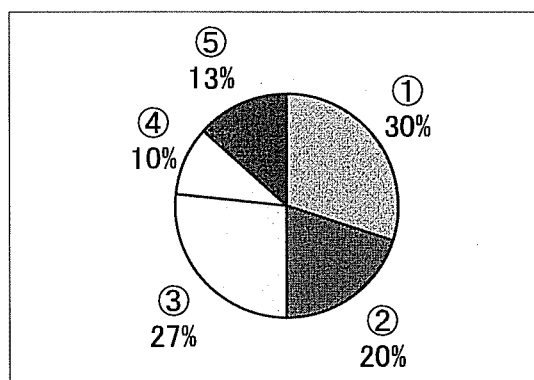
I 手続き別の日賦借入状況

2005年1月1日～2005年12月31日受任

	自己破産	個人再生	任意整理	合計数
全件数	187件	8件	225件	420件
日賦貸金業者からの借入のある者	14件 7.5%	1件 12.5%	15件 6.7%	30件 7.1%
日賦貸金業者のみから借入をしている者	0件 0%	0件 0%	1件 0.4%	0件 0%

II 日賦貸金業者から借入をしている者の借入順序

合計件数	30 件
①日賦業者を最初に借り入れた者	9 件
②他社を5社以下借り入れた後に借り入れた人	6 件
③ 10 "	8 件
④11社以上借り入れた後に借り入れた人	3 件
⑤不明	4 件



上記①の9名のうち

イ 以前破産決定を受けていた者	5件
ロ 自営業を営んでいない者	4件
ハ 友人の日賦からの借入の保証人となったことから借入に至ったもの	3件

実質保証料率計算書一覧（１）

No.	契約日	約定返済日	契約金額 (名目額)	貸金業者 から見た 実質貸付 額又は貸 増し額 (保証料)	保証料		実際利用額 (保証料差 引後の額)	実際貸 付(保 証)日 数	割戻すべき保証料			保証料年率 (対名目契約 額)	実質保証料年 率(対実際利用 額)
					額	利率			契約 書上 貸付 日数	保証期間を 約定返済日 としたとき	保証委託契 約上の保証 期間(1 年)のとき		
1-1	H13.03.19	H13.08.23	300,000	300,000	15,000	5%	285,000	84	157	6,975	11,548	21.726%	22.870%
1-2	H13.06.11	H13.11.15	300,000	148,667	9,000	3%	139,667	79	157	4,471	7,052	13.861%	29.772%
1-3	H13.08.29	H14.02.04	400,000	240,806	20,000	5%	220,806	105	159	6,792	14,247	17.381%	31.486%
1-4	H13.12.12	H14.05.20	400,000	252,471	20,000	5%	232,471	75	159	10,566	15,890	24.333%	41.869%
1-5	H14.02.25	H14.08.01	400,000	172,751	32,000	8%	140,751	109	157	9,783	22,444	26.789%	76.132%
1-6	H14.06.14	H14.11.20	400,000	268,029	32,000	8%	236,029	53	159	21,333	27,353	55.094%	93.369%
1-7	H14.08.06	H15.01.10	900,000	616,793	45,000	5%	571,793	104	157	15,191	32,178	17.548%	27.621%
1-8	H14.11.18	H15.04.24	900,000	559,914	45,000	5%	514,914	98	157	16,911	32,918	18.622%	32.550%
1-9	H15.02.24	H15.07.31	900,000	501,475	45,000	5%	456,475	84	157	20,924	34,644	21.726%	42.836%
1-10	H15.05.19	H15.10.23	900,000	454,889	45,000	5%	409,889	79	157	22,357	35,260	23.101%	50.724%
1-11	H15.08.06	H16.01.12	900,000	431,316	45,000	5%	386,316		159				
					353,000		1-1から1-10の合計 1-1から1-10の合計						
							135,303 233,534						

実質保証料率計算書一覧（２）

No.	契約日	約定返済日	契約金額 (名目額)	貸金業者 から見た 実質貸付 額又は貸 増し額 (保証料)	保証料		実際利用額 (保証料差 引後の額)	実際貸 付(保 証)日 数	割戻すべき保証料			保証料年率 (対名目契約 額)	実質保証料年 率(対実際利用 額)
					額	利率			契約 書上 貸付 日数	保証期間を 約定返済日 としたとき	保証委託契 約上の保証 期間(1 年)のとき		
2-1	H13.05.01	H13.10.05	200,000	200,000	10,000	5%	190,000	97	157	3,822	7,342	18.814%	19.805%
2-2	H13.08.06	H14.01.10	300,000	215,284	15,000	5%	200,284	53	157	9,936	12,822	34.434%	51.578%
2-3	H13.09.28	H14.03.06	400,000	193,889	20,000	5%	173,889	89	159	8,805	15,123	20.506%	47.169%
2-4	H13.12.26	H14.06.03	600,000	408,118	30,000	5%	378,118	84	159	14,151	23,096	21.726%	34.475%
2-5	H14.03.20	H14.08.26	600,000	270,107	48,000	8%	222,107	120	159	11,774	32,219	24.333%	65.734%
2-6	H14.07.18	H14.12.24	600,000	440,446	30,000	5%	410,446	152	159	1,321	17,507	12.007%	17.552%
2-7	H14.12.17	H15.05.23	600,000	567,588	30,000	5%	537,588	99	157	11,083	21,863	18.434%	20.575%
2-8	H15.03.26	H15.09.01	600,000	339,432	30,000	5%	309,432	89	159	13,208	22,685	20.506%	39.761%
2-9	H15.06.23	H15.11.27	600,000	312,653	30,000	5%	282,653	85	157	13,758	23,014	21.471%	45.577%
2-10	H15.09.16	H16.02.20	600,000	291,917	30,000	5%	261,917		157				

大蔵大臣

藤井裕久殿

日本弁護士連合会

会長 阿部三郎

日賦貸金業者の特例金利の廃止を求める要望書

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下出資法という）第5条第2項において、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合に年10.004%を超える割合による利息の契約をすることを刑罰をもって禁止しながら、出資法の一部を改正する法律（昭和58年法第33号）附則第8項によれば、日賦貸金業者には例外として年109.5%の割合による利息の徴収を認めている。

日賦貸金業者とは、①主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で大蔵省令で定める小規模のもの（常時使用する従業員の数が5人以下のもの）を貸付けの相手方とすること、②返済期間が100日以上であること、③返済金を返済期間の100分の70以上の日数にわたり、かつ貸付けの相手方の営業所または住所において貸金業者自ら集金する方法で取り立てることという三条件を満たす業務方法による貸金業者を指し（前同附則第9項）、上記三条件を満たすと集金コストがかかる等の理由から、正に例外として前記超高金利が認められたものである。それ故に日賦貸金業者は、他の業務方法による貸金業との兼業を禁止されている（前同附則第10項）

ところで大蔵省「業務報告書集計」によれば、平成4年3月末現在の全

貸金業者数は前年度に比し2.3%減少しているが、日賦貸金業者は前年度に比して24.1%増加しており、融資残高も全体では前年度に比べ1.5%減少しているものの、日賦貸金業者は前年度に比べ10.6%増加している。

このような日賦貸金業者の増加に伴い、貸付けを対象外のサラリーマンや主婦に対して行ったり、取り立てに赴かず借主に送金させる方法で返済させたりする日賦貸金業者の事例が急増してきている。また出資法が例外として日賦貸金業者に毎日の直接の取り立てを認めていることが、日賦貸金業者による借主に対する返済強要のトラブルを多数生じさせている。これは超高金利が認められることに目を付け暴利を稼ごうとして日賦貸金業者の登録をする業者が相当数存在するということに外ならない。又、日賦貸金業者の登録をしていないにもかかわらず、日賦貸金業者であることを装い、超高金利を徴収する例も散見される。

日賦貸金業者の要件を満たしていない業者が、年10.004%を超える金利を取っている場合は、出資法第5条第2項違反として、日賦貸金業者の要件を満たしていても悪質な取り立てを繰り返す業者に対しては貸金業の規制等に関する法律第21条違反として刑事上も、行政上も厳しく取り締まるべきであることは勿論であるが、そもそも、かかる超高金利で金銭を借りながら返済できる小規模の物品販売業者等がどれだけ存在するか疑問であり、また毎日の直接の取り立てを認めることによる返済強要の弊害を考慮すれば、この特例を認めなければならない合理性はなく、この特例の存在がかえって出資法の貸付け上限金利の規制を逃れる手段を貸金業者に与えるだけの結果になっていることは明らかである。

以上の理由から、ここに日賦貸金業者の特例金利の廃止を求めるものである。

西
米
6

会長声明・意見書など

総会決議集

総会決議集 Subject: 99-05-21

第50回定期総会・多重債務者の救済と多重債務問題解決のための総合的施策を求める決議

| 1990年代の次の項目へ

バブル経済崩壊後の経済不況が長期化、深刻化する中で、個人の自己破産や多重債務者が急増し、大きな社会問題となってきた。昨年の個人の自己破産申立件数は、ついに10万件を突破した。サラ金・クレジット・銀行などから多額の債務を抱えて支払困難に陥っている多重債務者は、少なく見積もっても150万人は存在するといわれており、多重債務や債権者の苛酷な取立を苦にした自殺や夜逃げも後を絶たない状況が続いている。

ところが、このような多重債務者を食い物にしている整理屋・紹介屋・非弁提携弁護士が横行しており、それによる被害も増大している。とりわけ、非弁提携弁護士の存在は、多重債務者に二次被害をもたらすばかりか、弁護士・弁護士会に対する市民の信頼を揺るがし、弁護士会が市民のための司法改革を推進するうえでも大きな障害となる恐れがある。

多重債務者が急増しているのは、主として、クレジットカードの大量発行、サラ金の無人契約機の急増などに象徴されるわが国の消費者信用産業の急速な拡大や消費者信用業界の高金利営業、過剰与信などの経済構造的要因に基づくものである。したがって、単に借りる側の道徳・モラルだけを問題にしても、多重債務者の大量発生は食い止められないし、多重債務問題の抜本的な対策とはならない。多重債務問題の解決のためには、多重債務者大量発生の経済構造的要因を十分に考慮した総合的な対策が必要である。

そこでわれわれは、非弁提携弁護士の根絶と多重債務者の救済を目指す法律相談活動の充実強化に全力を尽くすとともに、国や自治体に対し多重債務者の救済と多重債務問題の解決のために、すみやかに以下の施策を講ずるよう求めるものである。

1. 消費者信用業界の高金利を是正するために、出資法(「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」)の上限金利(年利40.004%)の大幅引き下げ、出資法における日賦貸金業者の貸付金利についての特例措置(年利109.5%)と電話担保金融の貸付金利についての特例措置(年利54.75%)の撤廃、貸金業規制法43条の「みなし弁済規定」の削除など、必要な関係諸法令の改正を早急に行うこと。
2. 多重債務者の発生を防止し、消費者信用取引における消費者の権利を守るために、開業規制、金利・手数料規制、過剰与信規制、取立行為規制、クレジットカード取引規制、販売信用取引規制、書面交付義務、保証人の権利保護、個人信用情報の保護などを主な内容とする「統一消費者信用法」を早期に制定すること。
3. 多重債務者にとって利用しやすく、多重債務者の生活再建に役立つ「現行破産法の改正」と「個人債務調整手続の創設」を早期に行うこと。
4. 学校や地域社会において多重債務問題に関する消費者教育を強化徹底すること。

以上のとおり決議する。

1999年(平成11年)5月21日
日本弁護士連合会

出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書

2003年7月18日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

本年6月1日、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）5条2項に定める上限金利年29.2%の見直し時期を迎えた。長引く不況下、多重債務者が続発していることに鑑み、同法5条の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで引き下げ、刑事、民事の金利規制を統一するなどの改正をすべきである。

具体的には、下記のとおり改正を求める。

記

- (1) 出資法5条の上限金利を、利息制限法1条の制限金利まで引き下げ、
刑事、民事の規制の統一
- (2) 貸金業規制法43条（みなし弁済規定）の廃止
- (3) 日賦貸金業者、質屋、電話担保金融に対する特例措置の撤廃

意見の理由

1. はじめに

「目ん玉を売って支払え」との商工ローン最大手日栄の従業員による脅迫的な取立が社会問題となったことを契機として、1999年12月の臨時国会において、出資法5条2項の上限金利が、年29.2%に引き下げられた。

国会における付帯決議では、施行後3年を経過した時点（本年6月1日以降）で、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うとされている。

2. 現在の多重債務者をめぐる状況

- (1) 長引く不況下、多重債務者は増え続け、昨年の個人の自己破産申立件数は21万件を超え、過去最高となっている。破産予備軍は150万人から200万人に及ぶともいわれる。

また、多重債務者による犯罪も多発しており社会不安をあおっている。

さらに、多重債務者、自己破産者をねらった「ヤミ金融」（出資法の上限金

利に違反して貸金業を営む者を総称してこう呼ぶこととする。)による被害も多発し、当連合会としても、昨年11月にヤミ金融対策法を制定すべきとの意見書を採択しているところであるが、根本的には、多重債務問題解決の方策が今求められているところである。

(2) 全国破産調査結果から見る多重債務者像

2002年10月、当連合会消費者問題対策委員会は、各地方裁判所の協力を得て、破産事件、再生事件の全国調査を行った。これによると破産理由は、生活苦、低所得が61%であり、前回2000年調査に比べて約10%上昇している。収入では申立人の月収20万円未満が82%となっており、他方、負債では400万円未満が47%となっている。

不況下で低所得者層が、400万円弱の負債を支払いきずに自己破産をしている事が浮かび上がっている。

例えば、月収20万円で300万円の負債を考え、大手サラ金の平均的な貸出年利を一応26%として試算すると、サラ金への月の支払い金利は6万5000円($300万 \times 0.26 \div 12$)となり、支払額が月収の30%を超えてしまう。中小のサラ金業者は出資法上限金利の年29.2%で貸出ししているところ、それで試算すると毎月の利息は7万3000円となってしまう。利息制限法の制限金利年18%で考えると45,000円で、月収の22.5%に留まっている。

つまり、現在の高金利容認の体制が、低所得者に対しても貸倒を見込んで調達金利が極めて低い事から、支払い能力を超える与信を行う原因となっている事、低所得者層にとって年利26%—29.2%は無理なく支払いができる金利水準を大幅に上回っている事を物語っている。

(3) 他方、サラ金業界は大手を中心に大幅に貸付残高を伸ばし、消費者向け貸付残高は、1999年3月期16兆3955億、2000年3月期17兆4778億、2001年3月期18兆8292億、2002年3月期20兆1197億円と1999年3月期と比べても22%の増となっている。大手5社(武富士、アコム、プロミス、アイフル、三洋信販)でも約7兆円に達している。また、貸付残高を有している消費者向け貸付業者も、2000年3月期6937社に比べ、2002年3月期7,242社とここ数年増加傾向を示している。

(4) この不況下、消費者の可処分所得は、増加していないにもかかわらず、貸付残高を伸ばしているのは、調達金利が極めて低く(大手では年利2%前後)、現在の大手サラ金の平均的な貸出金利年25%—29%で、貸せば貸すほど儲かることにあり、利息制限法を大幅に上回る現行の貸出金利が支払能力を上回る貸出し(過剰与信)を行う大きな原因となっている。

(5) また、大手サラ金の中では、従業員に過酷な貸出し、管理のノルマを課し、未達成者に罵声をあびせるなど、商工ローン被害の際にも指摘された過酷なノルマ体質がうきぼりとなっている。

大手のアコムでは、債務整理にあたっての取引開示において、虚偽の取引履歴を開示し、利息制限法の残高を大きく操作した事案が報告され、その金額は1億円にも達するといわれ、大きな問題となっている。

また、武富士では、従業員に全社的にサービス残業をしていた実態も明らかとなり、本年1月9日に労働基準法違反で強制捜査がなされたうえに、本年6月には同社社員やジャーナリストに対して盗聴が行われていたとして、電気通信事業法違反で刑事告発されるという事態となっている。

まさしく、業界大手の不祥事は、同業界の債務者、消費者を無視した利益至上主義を物語るものであり、自助努力による改善は期待しえない。

3. サラ金CM、契約無人機、ATMによる過剰与信構造

サラ金大手を中心に多数のサラ金CMがたれ流されている。大手5社の広告費は700億に達するといわれ、テレビ・CMの商品別の広告費では、サラ金CMを示す「その他の金融」が第三位となっている。(ビデオリサーチ社 テレビCM視聴率 広告の動向 テレビCM調査書2001)

CMの内容も安易な借入れをあおるものとなっており、若年層に「サラ金」の暗いイメージを払拭させ、借金の抵抗感をなくさせる役割を果たしている。

また、金利教育が不十分なことから、広告の受け手に対し、貸金の暴利行為を規制した利息制限法に違反する金利で継続的な貸付を行っていることの認識も与えない。

最近その氾濫が目に見え、昨年12月20日、民放連とNHKが共同で作った第三者機関である「放送と青少年に関する委員会」は、消費者金融CMは民放放送基準の「金融・不動産の広告」などの項目に抵触する恐れがあるとして、具体的に午後5時から9時までの放送自粛や、借金のリスクをわかりやすく、安易な借入を助長しない内容とすべきとの見解を発表している。

基本的には、利息制限法を超える金利で貸付け、多重債務者を続発させているサラ金のCM自体許容されていることが、異常なことであり、その中止などが求められるべきであるが、少なくとも、同委員会の見解は、誠実に実現されなければならない。民放連においても、本年4月から表現などの見直し、本年10月には抜本的な変更(放送時間を含む変更)を行うと表明している。

現状は、テレビ等のCM、無人契約機、ATMで若者の安易な借入れをあおり、一旦顧客をつかむや、サラ金のノルマ体質の下で、貸増しを繰り返し、債務者は高金利の支払いのため自転車操業を繰り返し、多重債務者が生み出され、他方、大手を中心にサラ金は日本のビック企業となっている。この多重債務者が続発する状況を断つためには、出資法の上限金利の引き下げが不可欠である。

4. あるべき金利規制

(1) 出資法5条の上限金利の引き下げの必要性

現在日本の銀行金利は、ここ数年低く設定されている。つまり、銀行の普通預金金利は、現在は、0.001%と超低金利状態が続いている。他方、国内銀行の平均貸出金利も、2000年6月当時、年1.885%であり、現在年1.865%とこれも超低金利となっている。前述の通り、大手サラ金を中心に年2%前後で資金を調達し、貸付を行っていることからすれば、年29.2%という出資法の上限金利はもう容認できる状況にないというべきである。なお、付言するに出資法の上限金利が年40.004%に引き下げられた1991年当時の国内銀行貸出平均金利は、年6.989%であった。出資法5条1項は、原則として年109.5%(閏年は年109.8%)、同条2項は貸金業者については年29.2%(閏年は年29.28%)を超える利息につき刑事罰を科している。その結果、利息制限法の制限利率15~20%と出資法の刑罰対象利率との間に狭間ができています。

このような民事上無効だが刑事罰の対象にならないというあいまいな領域(グレーゾーン)があるために、多くの貸金業者がグレーゾーン内の利率で貸し付けるという実態を生み出し、多重債務者発生の原因となっている。貸金業者についての刑罰金利(年29.2%)は、1999年の改正(2000年6月1日施行)により、従来の年40.004%が引き下げられたものであるが、制定当時すでに大手のサラ金業者は年29.2%以下の金利で貸し出ししており、単なる現状追認に過ぎず、多重債務予防のためには不十分であった。

そもそも消費者に対する金融は、それを利用することによって、消費者の生活を豊かにすべきものであって、利用することによってかえって消費者の生活や人間性が破壊されるということは、本末転倒といわなければならない。

サラ金の貸出金利は、出資法の上限金利の上限に設定され、後述のとおり市場原理が働かないこと、フランス・ドイツ等の金利の現状、現在多重債務者が続発している事実、極めて低金利で資金調達ができる事実を踏まえると、少なくとも利息制限法まで上限金利を引き下げるべき時期にあるというべきである。

従って、出資法5条に定める利率については、原則・貸金業者を問わず、利息制限法と同一の利率とし、同法の制限利率を超える金利の支払いについては、民事上無効とするとともに刑事罰の対象にもするという統一的処置をすべきである。

当連合会では、2000年10月6日、岐阜における人権擁護大会での「統一的、総合的な消費者信用法の立法措置を求める決議」を採択している。その決議の中では、「現行法の金利規制水準を大幅に引き下げるとともに、市場の公正な金利動向を踏まえつつ、消費者の生活破壊を招かない適正な金利水準を確保するために、民事効果と刑事罰により実効的な金利規制を行うこと。」

とし、提案理由でも「高金利貸付は、消費者に不当な負担を強いる危険な取引であるから、民事効果と刑事罰則を統一して、厳しく規制されなければならない。」としていた。

2001年6月の出資法の改正においても、民事効果を定めた利息制限法まで出資法の上限金利を引き下げるには至らなかったものであり、本意見書は、当連合会がこれまで主張してきたところである。

(2) みなし弁済規定の廃止

貸金業規制法は、一定の要件を満たす場合に、利息制限法の制限利率を超える利息・遅延損害金の支払いを有効な利息・損害金の支払いとみなしている(43条1項・3項)。従って、上述のとおり、利息制限法の制限利率(年15～20%)を超えても、出資法の上限利率(年29.2%)を超えなければ有効と認められる場合があることになり(グレーゾーン)、多くの貸金業者がこのグレーゾーン内の利率で貸し付けるという実態を生み出している。

このグレーゾーンに対するみなし弁済規定は、本来ならば利息制限法に反して無効な利息を認めようとするもので、同法による利率制限の原則をゆがめるものである。これは、貸金業規制法制定の際、法施行を円滑に行うために、いわばアメとして設けられたものであるが、結局は、高金利を容認し回収困難な過剰貸付を認める原因となっており、多額多重債務の発生を促進する要因である。

貸金業規制法による取立規制などの法規制は、消費者金融を行うものの最低限のルールとして承認されるものであり、アメによって誘導されるような性質のものではない。従って、利息制限法本来の原則に立ち返り、みなし弁済規定は撤廃されるべきである。

なお、上記(1項)提案のとおり、制限利率の民事・刑事の統一が図れるならば、必然的にグレーゾーンの発生余地はなくなり、その意味でも貸金業法43条は無意味な規定となる。

当連合会は、立法当時から「貸金業法43条を設けて破滅に瀕した被害者救済の有力な手段であった利息制限法に関する最高裁判所判例の排除をはかったことは、全国の弁護士が等しく遺憾とするところである。」と非難していたものである。

(3) 日賦貸金業者、質屋、電話担保金融に対する例外措置の撤廃

現行法は、貸金業者のうち質屋・日賦貸金業者・電話担保金融について特例を設け、刑罰対象利率を、質屋につき年109.5%(閏年は年109.8%)、日賦貸金業者・電話担保金融につき年54.75%(閏年は年54.9%)とした上で、右利率をみなし弁済規定の上限利率としている(質屋営業法36条、出資法付則8・14項)。

法が、質屋・日賦貸金業者・電話担保金融について他の消費者信用取引と異なる扱いをしている根拠として、これまで問題視されるようなトラブルがなかったことや集金・担保物保管などにコストがかかることといった理由が挙げられている。

しかし、コストがかかるといっても、他の貸金業者が市街地の見やすい場所に店舗を構えるコストと比べると、特例を認めるべき差ともいい難い。

また、日賦貸金業者については、過酷な取立が問題となって、2000年6月に刑罰対象金利を引き下げる法改正がされているが(2001年1月1日施行)、これによって、取立が沈静化していることはないし、一般の貸金業者が高金利の取れる日賦貸金業者に移行している部分もあるのであり、不十分な改正といわざるを得ない。電話担保金融についても、担保を取っていることからすれば、むしろ無担保業者より低金利であっても当然である。

従って、これら例外措置は撤廃されるべきである。

(4) 利息制限法の制限金利の引き下げ

現行の利息制限法は、戦後初期の高金利時代である1954年に制定されて以来、その制限利率がそのまま維持されている。

しかし、前述の低金利状況や貸金業者の高収益からみて、現行の年15～20%の金利では高すぎる。高金利を容認することは、貸し倒れリスクを充分に見込めることになり、回収困難な不良貸付ひいては過剰貸付を容認することになる。従って、現行法の制限利率も今後引き下げが検討されるべきである。

5. 出資法の上限金利の引き下げとヤミ金融問題

近年ヤミ金融による被害が多発することについて、貸金業界は出資法の上限金利の引き下げによって、貸金業者が選別融資を行うことにより、リスクある債務者に対する貸付をひかえたから、債務者がヤミ金融に手を出すことになった等とし、かえって出資法の上限金利の引き上げを主張している。

しかし、これらの主張はなんらの科学的根拠もなく、単に、貸金業者のさらなる利益を得るための、正に「ためにする主張」であり、許されるものではない。

(1) 十分すぎる与信

今でも若年層でかつ年収が200万円未満でも200万円から250万円を借り入れることが可能な状況にある。各地で多発するサラ金名義貸し事件において、20歳台前半の若年者が50万円を4～5社から借入れをしている事案が後を断たない。

(2) 消費者向け貸付残高、登録業者は増加

金融庁によると、貸金業者の登録件数自体は長期的に減少傾向にあるが、融資残高のある消費者向け貸金者数は、2000年3月末6,937件、2

００１年３月末７，１２３件、２００２年３月末７，２４２件と増加傾向にある。

さらに、消費者向貸付残高も既に述べたとおり２０００年３月１兆４７７８万円、２００１年３月１兆８２９２億円、２００２年３月２兆１１９７億円と増加傾向を示している。

(３) ヤミ金融のターゲットは、中小貸金業者も貸さない多重債務者である。

現に、ヤミ金融からの借入れ層は、全国貸金業者協会が昨年１１月から１２月にかけて行った苦情ダイヤルの分析でも、自己破産者、多重債務者であって、そもそも中小の貸金業者ですら相手にしなかった層である。

貸金業界等では、高利の需要があるとして、金利規制の緩和を求める主張も在する。しかし、そもそもその資金需要者は多重債務者であって、弁護士などによる法的なアドバイスが必要な層なのである。

(４) 出資法の上限金利の引き下げとヤミ金融被害の拡大とは関係はない。

現在のヤミ金融は、自己破産者、多重債務者の情報を名簿販売業者から購入し、ダイレクトメールで勧誘をしたり、都知事登録をした上で、スポーツ紙、新聞折込チラシ、週刊誌、マスコミ誌で広告を出し、あたかも正規業者を装い勧誘している。ヤミ金融業者間では裏情報センターも開設され、多重債務者やヤミ金被害者の情報が交換されている。

貸付金利も、１０日で５割等の超高金利であり、摘発を受けることなく、短期間に多大な利益をあげることから、暴力団の新しい資金源として利用される実態となっているのである。本年１月、山口組系の暴力団がヤミ金融を行い摘発されたが、系列業者が１０００社にものぼるといわれている。

このようなヤミ金融被害は、２０００年６月の出資法の上限金利の引き下げ以前から顕在化していた。

例えば、東京の有志の弁護士等のグループは、すでに１９９９年７月ヤミ金融２４５業者について警視庁生活経済課に事実上刑事告発を行っていた。

さらにいえば、出資法は１９５４年に制定され、当初の上限は年１０．５％であった。２０年前、サラ金が社会問題となった時、貸金業法の制定とともに出資法も改正され、８３年１１月以降、上限は順次７３．０％、５４．７５％、４０．００４％と引き下げられた。上限が７３．０％に引き下がった。翌年の８４年は「サラ金冬の時代」と呼ばれ、ヤタガイクレジット、エサカ等、中堅サラ金業者が次々と倒産した。にも関わらず、現在の様なヤミ金融は発生していない事も付記しておく事とする。

消費者向貸金業者、貸付残高の増加傾向とヤミ金融の被害状況、ヤミ金融の被害者層を対比すれば、２０００年６月の出資法の上限金利の引き下げとヤミ金融被害の増加は、なんらの関係も認められないものである。

(５) ヤミ金融対策はヤミ金融対策法制定を

ヤミ金融対策としては、ヤミ金融を厳正に摘発することや、不当な利益を

あげさせないことによって、暴力団関係者の不浄な金の流れを止めることにある。(前述のとおり、昨年11月22日に当連合会は「ヤミ金融対策法の制定を求める意見書」を採択している。)

ヤミ金融の跋扈に目を奪われて本質的な多重債務者を生み出す要因の除却の方策をおこたってはならないというべきである。

6. 金利自由化論

規制緩和の流れの中で、金利の規制を全廃、またはゆるやかにして利息制限法を廃止しようとの立場からの主張も存在する。

金利規制を緩和し、公正な金利での自由競争に任せるとの立場である。

しかし、現在の多重債務問題は、経済力の乏しい低所得者層に主に生じているのであって、借入先を選択できない層の借入れであり、自由競争の働かない分野での与信なのである。

ここでは、強者な貸主と弱者の借主が存在するのであり、金利の規制は不可欠である。

(1) アメリカの金利規制

当連合会の消費者問題対策委員会は、昨年3月訪米調査を行った(2003年3月「消費者信用事情訪米調査報告書」参照)。その調査でも、規制緩和されたアメリカの80年代以降ペイディローンや略奪的貸付による被害が多発し、必然的に弱者、貧困者が大きな犠牲を強いられていることになっていることが報告されている。ちなみに、現在アメリカの銀行間金利は年5%とされる。

①現在の米国では、消費者金融市場における自由な競争によって、消費者金融の貸付金利の低下が図られるという理念・考え方に基づく政策がとられている。

すなわち、従来、米国では、50の州がそれぞれに金利規制を行っていたが、1980年代以降、経済の規制緩和政策がとられてくる中で、金利規制を緩和ないし撤廃する州が多くなってきている。

また、「金利の輸出」という現象は、各州における金利規制を意味ないものにしてきている。

すなわち、連邦法の適用を受ける連邦免許銀行は、銀行の本社所在地の州法だけにしか規制されないため、全国的に共通の金利で営業ができ、銀行の本社は金利規制のない州(サウスダコタ州やアイダホ州など)に集中するようになってきている。

この結果、連邦免許銀行は、各州における金利規制の適用を受けることなく、営業できることになっている。

②米国の金利規制の緩和ないし撤廃政策、金利規制の自由化政策は、消費者

金融の金利に関し、米国民の所得階層別に異なる金利を生じさせている。

すなわち、富裕層に関しては、金利規制の自由化による金利の低下という恩恵を受けるが、金利を選択する余地のない低所得層に関しては、金利規制の自由化は、金利の低下という恩恵を受けるどころか、逆に高金利の餌食となり、犠牲を強いられている。

このように、米国では、金利規制を自由化した結果、低所得層、経済的弱者を食い物にする高金利の「ペイデイローン」による被害が全国的に拡大し、大きな社会問題となっているが、ペイデイローンの実質年利は、年数百パーセントに及ぶケースもある。

また、債務者の無知窮迫につけ込み、住宅を担保にとって高利貸付けを行い、債務者から住宅を取り上げてしまう「略奪的貸付」も横行し、大きな社会問題となっている。

米国では、このような高利金融業者による被害対策として、行為規制の強化、特に取引情報開示の徹底や、F T C（連邦取引委員会）等による監視強化などで対処しようとしてきているが、必ずしも十分な効果を上げていると言えない状況である。

- ③アメリカの破産者数は150万件を超えていると言われている。訪米調査の結果からみて、日本において金利規制の緩和はさらに多重債務者を増加させること必定というべきである。

（2）フランスの金利規制

- ①他方、フランスにおいては、フランス消費者法典で定められている金利規制法により、フランス銀行が3ヶ月に一度ずつ消費者金融、不動産金融、事業者金融などの市場平均金利を調査して発表し、同業の平均金利の3分の4を超過すると暴利貸借と評価され、超過部分について無効となり、暴利貸借を故意で行った場合には刑事制裁もなされる。

- ②フランスの金利規制の実情をみると、1999年3月期の消費者貸付の平均金利は、年5.71－12.94%、暴利貸借利率は、年7.12%－17.25%であり、わが国の現行法の出資法の上限金利29.2%より10%以上低いという状況にある。

厳格な民事及び刑事制裁規定のため、暴利貸借利率を超過する利率で貸付を行う与信業者はほとんどいないとされる。また、フランスにおける金利規制の特徴は、暴利貸借利率が市場金利に連動して決定されること、民事上の違反金利と刑事上の違反金利とで全く差異がないことであり、日本の金利規制のあり方として極めて参考となる。（参考 日弁連第43回人権擁護大会基調報告書56頁以下）

（3）ドイツでの判例による金利規制

ドイツにおける消費者向け貸付金利は年利 9 - 10 % の水準といわれている（前述基調報告書 66 頁以下）。ドイツにおいては、日本の「利息制限法」のような特別法は存しないにも関わらず、日本に比べ貸付利率は低い水準となっている。

ドイツにおいて、金利水準をコントロールしているのは民事裁判所であるといわれる。

シュトゥットガルト上級地方裁判所 1979 年 7 月 24 日判決は、「クレジット供与者は、大量のクレジット取引をする場合、せいぜい市場利息 2 倍までを請求しうるに過ぎない」とした。

連邦通常裁判所 1982 年 7 月 8 日判決は、市場利息を 91 % 超過するケース（市場金利 9 %、約定金利 17.2 %）で「その他の取引の諸事情をあわせて評価すると、請求されている利率は市場価格を著しく超えており、ドイツ民法 138 条 1 項（良俗に反する法律行為）の要件を充足している」として利息の約定を無効としている。

このような判例を金融機関が順守し、実行性が担保されている（前述基調報告 68 頁以下）。

（4）まとめ

フランス、ドイツとも銀行が消費者金融を担っており、金利も年利 10 % 前後となっている。他方、金利規制が緩和されたアメリカでは、前述の被害が多発している。日本においては、社会政策的観点から金利規制強化は不可欠である。

7. 結論

2000 年 6 月に改正出資法が施行されてから、本年 6 月で 3 年を経過し、その見直し時期にあたること、これまで述べてきた多重債務者が続発する要因等に鑑み、

- （1）出資法 5 条の上限金利を、利息制限法 1 条の制限金利まで引き下げ、
刑事、民事の規制の統一
- （2）貸金業規制法 43 条（みなし弁済規定）の廃止
- （3）日賦貸金業者、質屋、電話担保金融に対する特例措置の撤廃

を求めるものである。

以 上

日 賦 貸 金 業 者 に 関 する 声 明

日賦貸金業とは、小規模自営業者を相手に一〇〇日以上返済期間を定め、その一〇〇分の七〇以上の日数にわたり債務者の営業所または住所において集金して取り立てるといふ業務方法による貸金業者である。出資法によれば、この日賦貸金業者は、年利一〇九・五パーセントという超高金利を取っても処罰されないことになっている。

近年、日賦貸金業者が急増しつつあるが、超高金利が容認されていることと密接な関連がある。これらの日賦貸金業者の中には、単に超高金利を取ることだけに腐心し、そのため家庭の主婦など非自営業者に貸付したり、また保証人を多数しかも無理矢理つけさせたり、債務者を威迫、困惑させて悪質な取立てをする例も珍しくない。

すでに、日本弁護士連合会は、平成六年三月一五日、大蔵大臣及び警察庁長官に対し、日賦貸金業者の特例金利の廃止と取締強化を求める要望書を出しているところである。

九州弁護士連合会消費者問題連絡協議会においては、九州における日賦貸金業者の実態に鑑み、悪質事案に対しては、司法当局に対して出資法や貸金業法の処罰規定、場合によっては刑法を積極的に適用されるよう要望し、行政当局に対しては、貸金業法の各種取締規定を活用し、もって日賦貸金業者の悪質な営業活動を監督・指導されるよう要望する。

さらに、日賦貸金業者に年利一〇九・五パーセントもの超高金利を認める合理性がそもそもないことを考えるならば、これを認める出資法附則は直ちに撤廃されるべきであり、この点我々としては今後とも社会的な世論に訴えていく決意である。

平成七年十一月一日

九州弁護士連合会消費者問題連絡協議会

平成10年10月7日

会員 各位

宮崎県弁護士会

会長 成見正毅

御連絡

10月30日の九弁連大会において審議予定の宣言案1件、決議案2件を別紙のとおり予め配布しますので検討をお願いします。

九 弁 連 宣 言 文

- 1、近時における破産申立件数の急激な増加は、多重債務問題が極めて深刻化していることを示している。

この背景には、最近の厳しい経済情勢が存することは疑いないが、それだけでなく、いたずらに消費欲をあおる風潮の中で、いわゆるサラ金、クレジット会社などの消費者金融業者の高利、過剰な貸付攻勢が生活資金不足に陥りがちな消費者の借金依存志向を増大させる要因になっていることも看過できない事実である。また、銀行の貸し渋りによって借り入れのできない中小零細業者がいわゆる高利の商工ローン、日賦貸金業者からの金融に頼らざるを得なくなっていることもその一因となっている。

- 2、このような多重債務が、債務者本人とその家族の人生を根底から破壊しかねないものであることを考えると、今日の多重債務者急増の現実をこのまま放置することは、憲法において幸福追及権、個人の尊厳（13条）や健康で文化的な最低限度の生活（25条）が基本的人権として保障されていることに鑑みれば決して許されないことである。

- 3、われわれは、今日の多重債務問題を解決するために、次のことを強く要請する。

（1）貸金業者に対し、①借り主の返済能力を無視した過剰貸付をしないこと、②過大な宣伝を自粛すること、③債務者に対する違法・脱法行為をやめること。

（2）国に対し、①日賦貸金業者の特定金利規定（年109・5パーセント）及びみなし弁済利息規定（貸金業法第43条）の即時廃止、②貸金業の貸付上限金利（年40・004パーセント）の引き下げのための速やかな関係法令改正の措置を講じること。

（3）国・地方自治体などの関係諸機関に対し、①消費者に対する多重債務問題についての教育・広報の周知徹底、②専門相談室の設置・拡充、③業者の違法・脱法行為の撲滅、④多重債務者に対する教育・カウンセリングなどの実現・強化にむけて真剣に取り組むこと。

- 4、ところで、現在、法務省等において個人債務調整手続の導入を含む倒産法改正が検討されているが、右改正が多重債務者にとって、過重な負担となることなく、その立直りにおいて真に役に立つ現実的な制度となるように関係各方面の意見も十分にふまえて慎重に決定されることを切に望むものである。

- 5、われわれは、今大会のシンポジウムの成果をふまえ、われわれ自身が多重債務者の救済をめざして、債務整理・破産事件などに一層精力的に取り組むとともに、関係諸機関と密接に連携をとり、力を合わせて今日の多重債務者急増の事態を解消していくために全力を尽くすこと、そして来るべき21世紀にむけて、多重債務問題の根絶をめざしてさらに奮闘することをここに宣言する。

九 弁 連 大 会 宣 言 文 提 案 理 由 案

1. 過去3年間の全国の個人破産申立件数をみると、95年4万3414件、96年5万6494件、97年7万1299件であり、本年は6月末段階で既に4万6641件と前年の水準を大きく上回っており、今日、破産者がまさにうなぎのぼりの急増状態にあることが示されている。

とりわけ九州・沖縄においては、人口比に基づく自然人の自己破産申立件数（97年度の司法統計）において、熊本が全国1位（1万人あたり11.61人）、2位宮崎、3位大分、4位福岡、5位佐賀、8位長崎、10位沖縄、11位鹿児島と各県とも全国トップレベルの位置を占めており、消費者破産を中心とする多重債務者急増をめぐる問題は極めて深刻な事態にある。

2. このような多重債務者急増の背景に、今日の深刻化する不況のもとでの失業、収入の低さなど社会的経済的要因が存することは疑いない。しかし、それだけでなく、この低金利時代に低利で資金を導入して、これを高利で貸付けることにより膨大な収益を得ている貸金業者が、さらに顧客をふやして莫大な利益を追求するためにマスメディアを駆使した大量宣伝、無人貸付機の急速な普及に象徴される安易・大量の貸付方法、借主の返済能力を無視した過剰貸付を増大させるなどして、一般消費者に対するかつてない規模での貸出攻勢を展開していることも今日の多重債務者急増の大きな要因をなしている。

また、戦後、高度経済成長路線をとり続けてきたわが国では、大量消費を前提として社会構造がなりたっており、

日常的に浪費をあおりたてるシステムが存することも見落すことができない。その中で消費者は必要以上の消費意欲をあおりたてられる風潮が強いうえに、住宅、子供の教育と多額の出費を迫られることも多い今日、消費者自身が、ともすれば収入にみあわない住宅ローンを組んだり、高額な商品が無計画に購入したりして過大な支出に陥り、その不足を安易に信販会社や貸金業者から借入れることによって補おうとして負債を拡大し、多重債務者になってしまうという悪循環に陥っているケースが少なくない。

さらに、最近の金融逼迫情勢の下で銀行借入れのできない中小零細業者にとっては、運転資金を高利の商工ローンや日賦貸金業者からの借入に頼らざるを得なくなり、その金利返済のためにさらに借金を重ねてしまうという事態にまで陥るケースが目立っている。その結果、倒産ということになって家族はもちろん、従業員、保証人の生活まで重大な影響を及ぼしている。

3. 問題は、このような破産・多重債務発生の実事が債務者本人の社会的経済的信用ばかりか、その人生まで根底から破壊しかねないということにある。

債務者は、単に財産を失い、貧困に陥るというにとどまらず、債権者の厳しい取立に苦しみ、親戚・友人を失い、場合によっては長年の職を失い、郷里での生活を失い、離婚により家族を失うこともある。

また、心労のため病気を患うものも少なくなく、最悪の場合は犯罪や自殺にまで追い詰められることにもなりかねない。しかも、その影響は本人にとどまらず、その家族・保証人をふくめた周辺部分にまで及び、これらの人々に対

してもかなりの経済的精神的苦痛を与えることとなるのである。

憲法において、幸福追及権（第13条）や健康で文化的な最低限度の生活（第25条）が基本的人権として保障されていることに鑑みれば、このような事態の発生を多発させている今日の多重債務者問題は新たな人権問題と位置づけられてしかるべきものであり、このような点からしてもこの現実をこのまま放置することは許されないものといわねばならない。

そして今日の未曾有の多重債務者急増の事態に歯止めをかけ、これをなくしていくために、弁護士会をふくめ、国・地方自治体などの関係諸機関は全力でその方策を探求し、実現することが今こそ求められている。

4. 今日の多重債務者問題を解決するために第一に重要なことは、貸金業者が行う利益追求本位の過剰な貸付攻勢のいき過ぎをやめさせるということである。

今日、貸金業者は低利の資金を高利で貸付けることで莫大な利益をあげ、急成長を遂げつつあり、その財力にものをいわせてマスメディアを利用した過大な大量宣伝を行い、全国各地に無人契約機を大量に普及設置するなどして、消費者の借金依存志向をあおりたてている。しかも、貸付に際しても借主の返済能力についての吟味、十分な信用調査はほとんど行われていないに等しいケースが多く、また、「50万円又は年収の10パーセント以内」という法（貸金業法第13条）に基づく規制も守られていない状況下で次々と過剰貸付が行われるケースが少なくない。とりわけ自営商工業者を対象にした貸金業者（いわゆる商工ローン）

の中には、返済能力の疑わしい借主に対しても、当初から保証人からの回収を前提にしているとしか思えない高利・過剰の貸付をなしている者があり、結局は安易に根保証などをさせた保証人に多額の高利の債務を支払わせているケースが目立っている。このような状況は速やかに改めさせなければならない。

さらに、貸金業者の中には違法金利で貸付を行うもの、暴力的脅迫的取立、支払義務のない者への支払請求や保証の強要、弁護士を受任通知を無視した取立など、貸金業法・出資法などに違反し、あるいは実質上違反する脱法行為が依然として行われている。

このような業者の違法行為が、多重債務者とその家族を経済的・精神的にさらに苦しめ、場合によっては様々の悲劇を生む原因ともなっており、これらをやめさせることも多重債務者問題解決の重要な課題である。

5. また、公定歩合0.5パーセントという超低金利時代であるにも拘らず、出資法に定める貸金の上限金利は依然として年利40.004パーセントという高利であり、他方、年利109.5パーセントという超高金利も日賦貸金業者の特例金利として認められている。さらに、利息制限法の制限利息を超過した利息の支払についても、これを一定の要件の下に有効とみなす貸金業規制法第43条の、いわゆる「みなし弁済利息規定」の存在が利息制限法の実効性を奪い、高利の貸付を保証するものとなっている。このような高利の容認は貸金業者に高利での貸金商法を可能にする一方で、借主にとっては負債の返済をしばしば困難ならしめ、多くの債務者を多重債務者に陥らせていく重要な要因

となっている。

この点では、年109.5パーセントという暴利を可能にしている日賦貸金業者の特例金利及び貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済利息の規定」は直ちに撤廃されるべきであるし、出資法に定める現行の貸金上限金利（年40.004パーセント）を適正金利に引下げる法改正の措置がすみやかにとられるべきである。

6. 一方、多重債務に陥った者の大半がその収入にみあった計画的経済生活を確認しきれないまま収支のバランス感覚をみうしない、返済能力を超えた借入れを行っている。

しかも、返済困難に陥る前に家族や専門機関などに相談するなどして、これを防ぐ努力を行い得た者はほとんど存していない。

このような事実からすると、消費者が多重債務に陥ることを防ぐためには、消費者に対して、収入に見合った生活設計の確立の重要性や多重債務問題についての教育・広報を十分になすこと、また、消費者が多重債務の状態に陥る前後に気軽に利用できる相談システムを広範につくりあげることが早急に求められている。

さらに、多重債務に陥りいったん破産宣告を受けた者（あるいは、いったん任意整理で解決した者）の中にも再び多重債務に陥るという現象が今日現れている。このような状況を防ぐためには、多重債務者が自力で立直るための専門家による適切な教育やカウンセリングが重要である。

7. 以上みてきたように、今日の多重債務者問題を解決していくためには、貸金業者自身の努力とこれに対する必要な規制、借主としての消費者自身の健全な経済生活確立への

自覚と努力が必須であるが、これを実現させていく上で、弁護士会もふくめ、国・自治体をふくむ関係諸機関の果たすべき役割はきわめて重要である。

すなわち、貸金業者の過剰貸付・誇大広告などの規制や指導、あるいは違法な取立行為や脱法的高金利に対する厳格な規制や取締りが行政機関に求められていると同時に、消費者が多重債務者に陥らないためには、関係諸機関により一般市民に対する学校・職場での教育をふくめて多重債務問題、消費者問題についての教育や広報の周知・徹底をはかる一方、債務者が返済困難に陥る前や陥った時点で、いつでも気軽に相談できるような専門の相談窓口、相談機関を広範に設置することが、今求められているというべきである。

他方、債務者自身が再び多重債務に陥ることのないように、債務者に対する事後の教育やカウンセリングのシステムを確立することも求められているといわねばならない。

8. なお、現在、法務省等で倒産法改正の一環として個人債務者調整手続の導入や免責制度の見直し等が検討されている。

個人債務者調整手続というのは、定期収入が期待できる債務者に対し、裁判所の認可する弁済計画に基づき、一定期間債務の一定額を支払うことにより残債務が免除されるという制度である。

しかし、この制度が債務者と債権者の利益調整が強調され、支払いの余裕のないものまで画一的・形式的に運用されることになれば、債務者の立直りに逆効果となりかねない。

また、免責の要件を厳格にすることは多重債務問題の背景に目を背け、債務者にのみ責任を転嫁することになりかねない。

この意味では、これらの倒産法改正にあたっては、それが生活の立直しをめざす多重債務者にとって過重な負担を課することなく、その立直りに真に役立つことを十分配慮した制度となるように、多重債務者の実情に詳しい関係各方面の意見も十分ふまえて慎重に決定されることが強く求められる。

9. 本大会では、冒頭で述べたような深刻化する今日の多重債務者問題をどう解決していくのかという視点からシンポジウムが実施されたものであるが、われわれとしてはこの本大会シンポジウムの成果をふまえて、関係諸機関に多重債務者問題解決にむけた本格的とりくみを呼びかけるべきものとする。同時に、われわれ自身が日常の業務においても、多重債務者の救済をめざして、債務整理・破産事件などの適切な処理にむけ一層精力的にとりくむとともに、先頭にたって関係諸機関と密接に連携をとりあい、それぞれの役割を十分に発揮して、協同して今日の多重債務者急増の事態を解消していくための具体的努力を開始していくことが肝要と思われる。そしてわれわれは、弁護士として多重債務者問題に第一線で直接的に関与するという立場から、来るべき21世紀の早い時期に多重債務者問題を根絶することをめざして、長期の粘り強い努力を続けていく決意を表明すべきであるとする。

資料 3

出資法の上限金利の引き下げ等を求める決議

わが国の多重債務問題は、不況が長期化する中、近時益々深刻になっている。個人の破産申立件数は、1989年（平成元年）9190件から毎年激増を続け、2002年（平成14年）以降は3年連続で20万件を超える事態となっており、いわゆる破産予備軍は200万人にも及ぶと言われている。

2004年（平成16年）の自殺者約3万2000人のうち約8000人は経済生活問題を理由とすると言われており、多重債務問題がその背景となっていることは明らかである。このような多重債務を生み出している最大の原因は、依然として高水準のまま放置されているわが国の金利規制である。

経済基盤のぜい弱な九州・沖縄各県では、対人口比の破産申立件数が軒なみ全国の上位を占めており、また、日賦貸金業者による「保証料」等の名目による金利規制の潜脱等の被害が多発していることが報告されている。

九州弁護士会連合会及び九州の単位弁護士会は、これまでも多重債務者を救済するために、国に対して法改正等の提言・要請を繰り返し行ってきたが、国会による「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）の上限金利の見直し時期（2007年1月）を迎えるにあたって、政府及び国会に対して、次の法改正を行うよう強く求めるものである。

- (1) 出資法5条に定める上限金利を利息制限法1条の制限金利まで引き下げ、刑事・民事の金利規制を統一すること。
- (2) 「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という。）43条（いわゆるみなし弁済規定）を廃止すること。
- (3) 日賦貸金業者、質屋、電話担保金融業者に対する金利の特例措置を撤廃すること。
- (4) 貸金業者が貸付に際して、借主に保証料等の名目の金員を支払わせることによって、出資法及び利息制限法の金利規制を潜脱する行為について、これを規制する立法措置を講ずること。

2005年（平成17年）10月28日

九州弁護士会連合会

[提案理由]

1. 多重債務者をめぐる状況

- (1) わが国の多重債務問題は、不況が長期化する中、近時益々深刻になっている。個人の破産申立件数は、1989年（平成元年）9190件から毎年激増を続け、2002年（平成14年）以降は3年連続で20万件を超える事態となっており、いわゆる破産予備軍は200万人にも及ぶと言われている。

2004年（平成16年）の自殺者約3万2000人のうち約8000人は経済生活問題を理由とするものであり、多重債務問題がその背景となっていることは明らかである。また、多重債務者による犯罪も多発し、社会不安をあおっている。

- (2) 他方、サラ金業界は、大手を中心に大幅に貸付残高を伸ばしている。この不況下、消費者の可処分所得は増加していないにもかかわらず、サラ金業界が貸付残高を伸ばしているのは、調達金利が極めて低く（大手では年利2%前後）、大手サラ金の現在の平均的な貸出金利は年25%～29%であることから、貸せば貸すほど儲かることにあり、利息制限法を大幅に上回る現行の貸出金利が支払能力を上回る貸出し（過剰与信）を行う大きな原因となっている。

今日の多重債務問題を生み出している最大の原因は、高金利にあることは明らかである。

2. 出資法5条の上限金利の引き下げの必要性

- (1) わが国の銀行金利は、近年極めて低く設定されている。つまり、銀行の普通預金金利は、現在は、0.001%と超低金利状態が続いている。他方、国内銀行の平均貸出金利も、2000（平成12）年6月当時で年1.739%であり、その後も1%台で推移し、2005（平成17）年6月現在では1.395%の低金利となっている。前述の通り、大手サラ金を中心に年2%前後で資金を調達し、貸付を行っていることからすれば、年29.2%という出資法の上限金利はもはや容認できる状況にはないというべきである（なお、付言するに出資法の上限金利が年40.004%に引き下げられた1991年当時の国内銀行貸出平均金利は、年6.989%であった）。
- (2) 出資法5条1項は、原則として年109.5%（閏年は年109.8%）、同条2項は貸金業者については年29.2%（閏年は年29.28%）を超える利息につき刑事罰を科している。その結果、利息制限法の制限利率15～20%と出資法の刑罰対象利率との間に狭間ができています。

このような民事上無効だが刑事罰の対象にならないというあいまいな領域（グレーゾーン）があるために、多くの貸金業者がグレーゾーン内の利率で貸し付けるという実態を生み出し、多重債務者発生の原因となっている。貸金業者についての刑罰金利（年29.2%）は、1999（平成11）年の改正（2000年6月1日施行）により、従来の年40.004%が引き下げられたものであるが、制定当時すでに大手のサラ金業者は年29.2%以下の金利で貸し出しており、単なる現状追認に過ぎず、多重債務予防のためには不十分であった。

- (3) そもそも消費者に対する金融は、それを利用することによって、消費者の生活を豊かにすべきものであって、利用することによってかえって消費者の生活や人間性が破壊されるということは、本末転倒と言わなければならない。

サラ金の貸出金利は、出資法の上限金利の上限に設定され、市場原理が働かないこと、現在多重債務者が続発している事実、極めて低金利で資金調達ができる事実を踏まえると、少なくとも利息制限法の制限利率まで出資法の上限金利を引き下げるべき時期にあると言うべきである。

- (4) したがって、出資法5条に定める利率については、貸金業者の業態・貸付方法の如何を問わず、利息制限法と同一の利率とし、同法の制限利率を超える金利の支払いについては、民事上無効とするとともに刑事罰の対象にもするという統一的処置をすべきである。

3. みなし弁済規定の廃止の必要性

貸金業規制法は、一定の要件を満たす場合に、利息制限法の制限利率を超える利息・遅延損害金の支払いを有効な利息・損害金の支払いとみなしている（43条1項・3項）。したがって、上述のとおり、利息制限法の制限利率（年15～20%）を超えても、出資法の上限利率（年29.2%）を超えなければ有効と認められる場合があることになり（いわゆるグレーゾーン）、多くの貸金業者がこのグレーゾーン内の利率で貸し付けるという実態を生み出している。

このグレーゾーンに対するみなし弁済規定は、本来ならば利息制限法に反して無効な利息を認めようとするもので、同法による利率制限の原則をゆがめるものである。これは、貸金業規制法制定の際、法施行を円滑に行うために、いわばアメとして設けられたものであるが、結局は、高金利を容認し回収困難な過剰貸付を認める原因となっており、多額多重債務の発生を促進する要因である。

貸金業規制法による取立規制などの法規制は、消費者金融を行うものの最低

限のルールとして承認されるものであり、アメによって誘導されるような性質のものではない。したがって、利息制限法本来の原則に立ち返り、貸金業規制法のみなし弁済規定は撤廃されるべきである。

4. 日賦貸金業者、質屋、電話担保金融に対する例外措置の撤廃の必要性

現行法は、貸金業者のうち質屋・日賦貸金業者・電話担保金融について特例を設け、刑罰対象利率を、質屋につき年109.5%（閏年は年109.8%）、日賦貸金業者・電話担保金融につき年54.75%（閏年は年54.9%）とした上で、上記利率を出資法上の上限利率としている（質屋営業法36条、出資法付則8・14項）。

法が、質屋・日賦貸金業者・電話担保金融について他の消費者信用取引と異なる扱いをしている根拠として、これまで問題視されるようなトラブルがなかったことや集金・担保物保管などにコストがかかることといった理由が挙げられている。

しかし、コストがかかるといっても、他の貸金業者が市街地の見やすい場所に店舗を構えるコストと比べると、特例を認めるべき差とも言い難い。

また、日賦貸金業者については、過酷な取立が問題となって、2000（平成12年）年6月に刑罰対象金利を引き下げる法改正がされているが（2001年1月1日施行）これによって、取立が沈静化してはおらず、一般の貸金業者が高金利の取れる日賦貸金業者に移行するという現象も起きており、不十分な改正といわざるを得ない。2004（平成16年）年10月2日に熊本市で行われた第23回クレ・サラ・ヤミ金・商工ローン被害者交流集会の一周年記念集会に際して行われた日賦貸金業者の実態調査アンケートの結果、貸付・切り替えの場面から取立に至るまで、広範な違法行為の実態が明らかとなった。日賦貸金業については、法が当初想定した社会事情（日賦貸金業の必要性和高金利の合理性）は既に今日においては失われている。交通機関の発達や送金による支払方法の簡便化等により、集金を必要とする自営業者はほとんどいなくなっているのである。

日賦貸金業については、高金利と集金が認められていることが、返済能力のない人に対してまで貸し出す実態を生み出しており、更に、今日では保証料を支払うことが貸付・切り替えの条件となっていることも加わって、高金利の負担に耐えられない人が続出しており、違法で苛酷な取立行為が常態化するに至っている。

電話担保金融についても、担保を取っていることからすれば、むしろ無担保

業者より低金利であっても当然である。しかも、電話加入権がほとんど無価値化している現状に鑑みれば、電話担保金融につき、高金利を認める合理性は存在しない。

したがって、これら例外措置は撤廃されるべきである。

5. 保証料等の規制の必要性

- (1) 近時、借主との金銭消費貸借契約では、出資法の制限内の利率としながら、「保証業者」への「保証料」等を支払わせることにより、出資法の金利規制の潜脱を図ろうとする貸金業者が増えてきている。

2004（平成16）年の新聞報道によると、「保証料も“利息”に／出資法違反容疑でヤミ金融業者ら4人を逮捕」などとして、鹿児島・熊本両県警が、貸付の際に「保証料」名目で、法外な利息を取ったとして、鹿児島市の金融会社経営者らを出資法違反（高金利）容疑で逮捕したが、その報道内容によると、金融会社へ「保証料の還流」があったとされている。

また、裁判となった事案としては、日賦貸金業者が借主との間で金銭消費貸借契約を締結するにあたり、貸金業者の経営者の娘が個人で経営している信用保証業者に、貸付金額の10%の保証料を支払わせるなどしていた事案や、日賦貸金業者が、貸付の際に受領していた「保証料」の90%が保証会社の収入ではなく、預り金として「保管」されていた例がある。

これらは、刑事摘発を受けたり、裁判になった悪質な事案であるが、このような事案だけでなく、最近ではとりわけ九州地方の日賦貸金業者を中心に、借主に、提携している保証会社に対して「保証料」等の名目の金銭を支払わせることによる金利規制の潜脱が目立ってきている。そして、このような潜脱は全国に広がりつつあり、関東、東北などでも同様の被害が報告されている。

- (2) 出資法第5条第7項は、「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず利息とみなして第1項及び第2項の規定を適用する。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第3項の規定を適用する。」と規定しており、受取名目について、何らの除外もしていない。

また、利息制限法第3条は、「前2条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、

手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。」と規定し、「みなし利息」から除外されるのは、契約締結の費用と弁済の費用だけとしており、保証料等は除外の対象とはしていない。

したがって、現行法下においても、貸金業者が借主に指示して、貸金業者と提携する保証会社に対して支払わせる保証料はみなし利息にあたると解すべきであるが、明文上は必ずしも明確でない。また、貸金業者と保証会社との関係を借主が明らかにすることは實際上困難である。このため、保証料に関しては、出資法及び利息制限法が有効な規制となっておらず、脱法行為が広がる結果を招いており、多重債務発生・増加の重大な原因となっている。

保証料について実効的な規制をするためには、貸金業者と保証業者との関係を問わず、貸主が保証料が支払われていることを認識している場合には、保証料がみなし利息にあたることを法律上明文で規定することが必要であり、脱法を防ぐために最も有効な方法である。

- (3) 媒介手数料は、出資法第4条第1項により、5%以下であれば処罰対象とされない。このため、近時中小貸金業者と媒介業者が連携して、借入を申し込んで来た者に対して媒介業者が5%の手数料を徴収して貸金業者を紹介し、貸金業者が出資法上限金利で貸付をして、契約期間を短期間に設定し、契約切替毎に媒介手数料を徴収するという形で、両者を合わせると相当な高率となる取引を行う事例が目立っている（貸金業者が1ヶ月後を返済期として貸付をし、切り替えを繰り返し、媒介業者が年に12回媒介手数料を取れば、実質年60%となり、貸金業者の金利と合わせると年89.2%となる）。

これについても、貸金業者と媒介業者の何らかの関係を立証しなければみなし利息と認められないこととすれば、法の潜脱を横行させることになる点で保証料の場合と全く同じであり、もし保証料だけの規制に止めれば、媒介手数料を用いた高利徴収が横行することは目に見えている。

したがって、利息制限法等の高利規制を徹底するため、法改正にあたっては、媒介手数料についても、貸主が媒介手数料の金額又は利率を認識している場合には、その全てが当然に利息に含まれるものとなるような改正をなすべきである。

出資法の日掛け特例金利の廃止等を求める決議

私たちは、本日、全国の日掛け金融の約4分の1が集中する沖縄に集い、日掛け金融業者や保証業者の違法行為による被害の救済について議論しました。

今日、個人の自己破産申立件数は約20万件、経済的理由による自殺者が年間8000人、潜在的多重債務者が200万人という状態であり、多重債務問題は深刻さを極めています。この多重債務問題の大きな原因は、クレジット・サラ金・商工ローン業者などの高金利にあります。西日本を中心に日掛け金融業者の特例金利による超高金利営業や、保証業者との提携による実質的な出資法の潜脱などの被害が広がっており、このことが多重債務問題をより一層悲惨なものとしています。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸金約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、出資法の特例金利の年54.74%は異常な高金利であり、利息制限法で定める年15%から20%の制限金利も現在の経済状況を踏まえれば、高利といわざるを得ず、これを超過する金利はもはや市民の生活や中小企業を立ち行かなくするものとして容認できません。日掛け金融（電話担保金融も同様）の特例金利を廃止し、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが不可欠です。

また、日掛け金融の中にも貸金業規制法43条のみなし弁済を主張する業者が増え、利息制限法引き直しによる任意整理や特定調停を拒否して多くの債務者を苦しめています。利息制限法は、債務者の生活や事業を守るために極めて重要な法律なのであり、その例外である貸金業規制法43条については、最高裁判例の帰結のとおり、厳格な運用が貫かれるべきであり、これを緩和するような改正は絶対に行うべきではありません。むしろ消費者保護の立場に立つ最高裁判例の到達点を踏まえて、貸金業規制法43条は撤廃すべきです。

保証業者との提携問題については、日掛けに発したこの脱法手法が中小サラ金にも波及し、全国的な広がりを見せつつあります。保証料について実効的な規制をする為には、日掛け金融業者と保証業者との実質的な資本関係を問わず、貸主において保証料が支払われていることを認識している場合には、保証料が出資法・利息制限法の適用においてみなし利息にあたることを法律上明文で規定することが必要です。

以上の理由から、私たちは、以下のことを求めます。

1 出資法の特例金利の廃止

出資法附則に定める日掛け金融及び電話担保金融の特例金利はこれを認める真の社会的・経済的需要は認められず、かえって脱法行為が横行しているので、直ちに廃止することを求めます。

2 出資法の上限金利の引き下げ

すみやかに出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げを求めます。

3 みなし弁済規定の撤廃

貸金業規制法43条のみなし弁済規定の撤廃を求めます。

4 保証料の規制の必要

出資法及び利息制限法を潜脱する保証業者との提携による「保証料」の徴収は許されるべきものではなく、この場合債務者が支払った「保証料」は支払い先が債権者であると第三者であるとを問わず、出資法5条、利息制限法第1条・2条の適用にあつては、貸主の認識している保証料は利息とみなすという立法をなすことを求めます。

2005年12月17日

日掛け金融対策全国会議
沖縄市民集会参加者一同